

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	5 回

令和4年度 下施雨が補継第2号

半田川田ポンプ場電気設備築造工事  
設計書

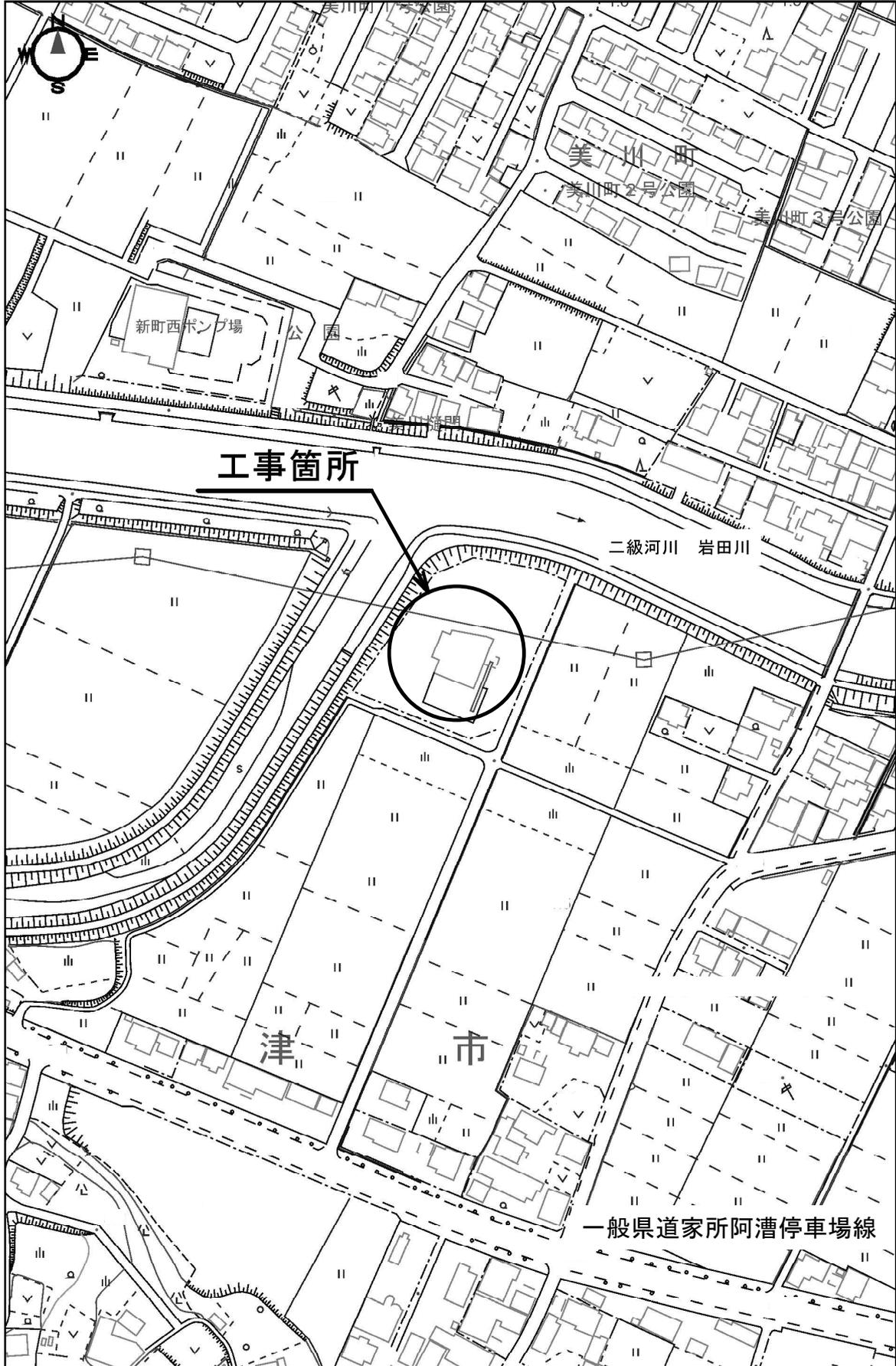
津市上下水道事業局  
下水道施設課

令和4年度	下施雨ポ補継第2号	工 事 設 計 書	上下水道事業管理者	
			局 長	
工 事 名	半田川田ポンプ場電気設備築造工事		局 次 長	
			課 長	
施 工 場 所	津市 半田及び神戸 地内		検 算 者	
			調整・担当主 幹	
設 計 金 額	¥ ー (内消費税等相当額 円)		担 当 副 主 幹	
			担 当	
工 期	令和6年2月28日限り		設 計 者	
			工 事 の 大 要	

<p>電気設備築造工事 一式</p> <p>受変電設備 5面 (引込盤、変圧器盤、分岐盤)</p> <p>運転操作設備 19面 (コントロールセンタ、補助継電器盤、現場操作盤)</p> <p>特殊電源設備 1台 (No. 3自家発電装置)</p> <p>監視制御設備 2面 (監視盤、計装盤)</p> <p>計装設備 5組 (水位計)</p>				
---	--	--	--	--

# 位置図

令和4年度下施雨ポ補継第2号  
半田川田ポンプ場電気設備築造工事



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	—	—	
			輸送費	1	式	—		
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	—		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	—		明細表第6号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		明細表第7号のとおり
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	—		
			据付 (機器) 間接費	1	式	—		

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						
		設計技術 費		1	式	—		
	計 (工事原価)							
	一般管理費等			1	式	—		
	合計 (工事価格)							
	消費税等相当額			1	式	—		
本工事費	計							

種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器費				1	式	———	———	
	高压気中負荷開閉器 (付属品含む)			1	台			
	引込受電盤			1	面			
	主変圧器盤			1	面			
	動力分岐盤			1	面			
	照明変圧器盤			1	面			
	切換盤-1			1	面			
	No.3雨水ポンプVVVF盤			1	面			
	No.3雨水ポンプ盤			1	面			
	No.3自家発電装置			1	台			
	燃料貯油槽			1	基			
	燃料小出槽			1	基			
	燃料移送ポンプ			2	台			
	ミニUPS			1	台			
	沈砂池設備コントロールセンタ			1	式	———		

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価		摘 要
	沈砂池設備補助継電器盤			1	式	———		
	ポンプ設備コントロールセンタ			1	式	———		
	ポンプ設備補助継電器盤			1	式	———		
	流入渠水位計盤			1	面			
	No.3自動除塵機現場操作盤			1	面			
	し渣搬出機現場操作盤			1	面			
	し渣ホッパ現場操作盤			1	面			
	作業用電源盤 (屋外壁掛)			2	面			
	No.3雨水ポンプ現場操作盤			1	面			
	吸水槽排水ポンプ現場操作盤			1	面			
	床排水ポンプ現場操作盤			1	面			
	燃料移送ポンプ現場操作盤			1	面			
	給油口ボックス			1	面			
	作業用電源盤 (屋内壁掛)			2	面			
	作業用電源盤 (屋外スタンド)			1	面			

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	監視盤			1	面			
	流入渠水位計			1	組			
	No.1吸水槽水位計			1	組			
	No.2吸水槽水位計			1	組			
	外水位計			1	組			
	燃料貯油槽液位計			1	組			
	計装盤			1	面			
	既設流入ゲート操作盤機能増設			1	式	——		
	計 (機器費)							

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	———	———	
	高压ケーブル	6kV EM- CET/F	100sq	75.5	m			
	高压ケーブル	6kV EM- CET/F	38sq	69	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE-S	200sq-4c	17.8	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE-S	200sq-3c	17.8	m			
	低压ケーブル	600V EM- CET/F	200sq	17.2	m			
	低压ケーブル	600V EM- CET/F	100sq	7.15	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	38sq-3c	14	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	22sq-3c	20.9	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	14sq-3c	29.7	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	8sq-3c	50.1	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	5.5sq-3c	27.8	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	3.5sq-3c	783	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	3.5sq-2c	363	m			
	低压ケーブル	600V EM-CE/F	2sq-3c	117	m			

種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	低圧ケーブル	600V EM-CE/F	2sq-2c	257	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	3.5sq-2c	161	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq- 30c	53.5	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq- 20c	269	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq- 15c	32	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq- 10c	169	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq-8c	27.2	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq-6c	196	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq-5c	124	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq-4c	188	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq-3c	97.7	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F	1.25sq-2c	505	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F-S	2sq-2c	7.81	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F-S	1.25sq-3c	75.5	m			
	制御ケーブル	EM-CEE /F-S	1.25sq-2c	685	m			

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	その他電線	EM-IE/F	100sq	206	m			
	その他電線	EM-IE/F	60sq	281	m			
	その他電線	EM-IE/F	38sq	14.1	m			
	その他電線	EM-IE/F	22sq	13.2	m			
	その他電線	EM-IE/F	14sq	70.8	m			
	その他電線	EM-IE/F	3.5sq	345	m			
	ケーブル、電線類付属材料	(絶縁キャップ・マークバンド・ケーブル記号札等を含む)		1	式	———		
	端末処理材	6kV EM- CET/F	100sq(屋内)	2	組			
	端末処理材	6kV EM- CET/F	38sq(屋内)	2	組			
	電線管類	HIVE	82mm (露出)	4.4	m			
	電線管類	HIVE	70mm (露出)	3.41	m			
	電線管類	HIVE	54mm (露出)	3.63	m			
	電線管類	HIVE	42mm (露出)	17.8	m			
	電線管類	HIVE	36mm (露出)	58.6	m			
	電線管類	HIVE	28mm (露出)	30.1	m			

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	電線管類	HIVE	22mm (露出)	860	m			
	電線管類	VE屋外	22mm (露出)	2.2	m			
	電線管類 付属材料	(接合材・端末器具・ 可とう電線管・支持材 料などを含む)		1	式	——		
	電線管類	FEP	100mm (埋込)	57.6	m			
	電線管類	FEP	80mm (埋込)	191	m			
	電線管類	FEP	65mm (埋込)	203	m			
	電線管類	FEP	50mm (埋込)	28.7	m			
	電線管類	FEP	40mm (埋込)	84.9	m			
	電線管類	FEP	30mm (埋込)	133	m			
	電線管類	ベルマウス FEP	100φ用	7	個			
	電線管類	ベルマウス FEP	80φ用	23	個			
	電線管類	ベルマウス FEP	65φ用	22	個			
	電線管類	ベルマウス FEP	50φ用	4	個			
	電線管類	ベルマウス FEP	40φ用	12	個			
	電線管類	ベルマウス FEP	30φ用	16	個			

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	電線管類	異種管接 続材 H型FEP	100φ用	1	個			
	電線管類	異種管接 続材 H型FEP	80φ用	3	個			
	電線管類	異種管接 続材 H型FEP	65φ用	6	個			
	電線管類	異種管接 続材 H型FEP	50φ用	1	個			
	電線管類	異種管接 続材 H型FEP	30φ用	3	個			
	プルボッ クス	SUS製	500×500 ×300	5	個			
	プルボッ クス	SUS製	200×200 ×200	4	個			
	プルボッ クス	SUS製	150×150 ×100	3	個			
	プルボッ クス	完全防水 SUS製	300×300 ×300	1	個			
	ケーブル ラック	アルミ	W300	28.4	m			
	ケーブル ラック付属 材料	(接続固定材料・セパ レータ・支持材料を含 む)		1	式	——		
	ケーブル ダクト	アルミ	800×400	0.63	m			
	ケーブル ダクト	アルミ	800×300	0.63	m			
	ケーブル ダクト	アルミ	400×200	1.26	m			
	ケーブル ダクト	アルミ	300×300	1.26	m			

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	ケーブルダクト	アルミ	300×200	1.26	m			
	ケーブルダクト付属材料	(ケーブルサポート・セパレータ・支持材料等を含む)		1	式	——		
	接地銅板		900×900 ×t1.5	8	枚			
	接地棒	リード端子共 φ10×1500L		2	本			
	設置極埋設標	測定あり コンクリート製		10	本			
	防波管 塩化ビニル管	VU	250mm	5.7	m			
	小配管類 付属材料	(管継手・接合材料・支持材料などを含む)		1	式			
	消火器格納箱	10型2本		1	個			
	消火器	ABC粉末 10型加圧式		2	本			
	ケーブル埋設シート		150mm*50m 2倍	118	m			
	小配管	SGP	20A (屋外露出)	16.4	m			
	小配管	SGP	25A (屋外露出)	29.3	m			
	小配管	SGP	32A (屋外露出)	31.9	m			
	小配管	SGP	50A (屋外露出)	48.2	m			
	小配管	SGP	65A (屋外露出)	6.6	m			

明 細 表

第 2-7 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	小配管類 付属材料	(管継手・接合材料・ 支持材料・塗装など を含む)		1	式	——		
	小配管	伸縮管 本体SUS へローズ形	20A×300 (SS400 10KF)	2	個			
	小配管	伸縮管 本体SUS へローズ形	25A×500 (SS400 10KF)	4	個			
	小配管	伸縮管 本体SUS へローズ形	32A×500 (SS400 10KF)	4	個			
	小配管	伸縮管 本体SUS へローズ形	50A×500 (SS400 10KF)	4	個			
	小配管	伸縮管 本体SUS へローズ形	65A×500 (SS400 10KF)	1	個			
	弁類	仕切弁 (FCMB)	25A 10Kフラン ジ	10	個			
	弁類	仕切弁 (FCMB)	32A 10Kフラン ジ	1	個			
	弁類	仕切弁 (FCMB)	50A 10Kフラン ジ	1	個			
	弁類	逆止弁 (FCMB)	25A 10Kフラン ジ	2	個			
	弁類	逆止弁 (FCMB)	32A 10Kフラン ジ	1	個			
	弁類	ウイングボ ンプ (FC- CAC)	25A	1	個			
	計 (直接材料費)							
	補助材料費			1	式	——		
	計 (材料費)							

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	普通作業員				人			
	電工				人			
	配管工				人			
	電気通信技術者				人			
	小計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	——	——	
	電工	組合せ試験工			人			
	電気通信技術者	単体試験工 組合せ試験工			人			
	小計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
複合工				1	式	——	——	
	コンクリート柱設置工	装柱材共	12m- 19cm- 350kg	1	本			
	支線取付工		700×350	1	組			
	腕金取付工		1.2-ト	2	本			
	避雷器取付工		8.4kV	3	個			
	接地用端子箱取付工		6P+補助2P 2P	1	式	——		
	高圧カットアウト取付工		7.2kV 100A	3	個			
	ハンドホール設置工		900×900 ×H900	5	組			
	鉄筋コンクリート工	24-12-25BB W/C55%以下		310	m <sup>3</sup>			
	無筋コンクリート工	18-12-40BB W/C60%以下		45.5	m <sup>3</sup>			
	均しコンクリート工	18-12-25BB W/C60%以下		26.3	m <sup>3</sup>			
	型枠工	鉄筋・無筋構造物		194	m <sup>2</sup>			
	型枠工	均しコンクリート		7.1	m <sup>2</sup>			
	鉄筋工	SD345 D25		23.9	t			
	鉄筋工	SD345 D19		0.02	t			

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	鉄筋工	SD345 D13		2.49	t			
	モルタル 仕上げ工			33	m <sup>2</sup>			施工内訳表第1号のとおり
	金ごて仕 上げ工			107	m <sup>2</sup>			
	基礎碎石 工	RC-40	t=20cm	271	m <sup>2</sup>			
	基礎碎石 工	RC-40	t=15cm	11.9	m <sup>2</sup>			
	機械掘削 工			357	m <sup>3</sup>			
	機械投入 埋戻工			285	m <sup>3</sup>			
	基面整正 工			245	m <sup>2</sup>			
	盛土工	土砂		61	m <sup>3</sup>			
	コア抜き 工		100 φ	14	箇所			
	コア抜き 工		75 φ	13	箇所			
	コア抜き 工		50 φ	13	箇所			
	コア抜き 工		25 φ	3	箇所			
	盤架台 築造工			1	式	——		
	ピット築造 工			1	式	——		











令和4年度下施雨ポ補継第2号

半田川田ポンプ場電気設備築造工事  
仕様書

津市上下水道事業局  
下水道施設課

## 第1章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
  - (2) 消防法
  - (3) 建設リサイクル法
  - (4) 電気事業法
  - (5) 電気用品安全法
  - (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
  - (7) 建築基準法
  - (8) 計量法
  - (9) 騒音規制法
  - (10) 日本産業規格（JIS）
  - (11) 日本電線工業会規格（JCS）
  - (12) 電気設備に関する技術基準を定める省令
  - (13) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
  - (14) 日本電機工業会標準（JEM）
  - (15) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
  - (16) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
  - (17) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終了後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

#### (1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

#### (2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

#### (3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

#### (4) 廃棄物の適切な処分

#### (5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

## 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

## 6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

## 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

## 8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

## 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

## 10 試験及び検査

(1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

## 11 機器製作及び現場施工の記録写真

### (1)写真の分類

ア 着事前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ 安全管理写真

オ 材料検収写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

### (2)写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

### (3)写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1)受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4)受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1)施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3)保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。
- (4)官公庁等への申請手続きにおいては、全て受注者がおこなうものとし、費用については全て受注者の負担とする。

## 第2章 工事施工

### 第1節 工事概要

#### 1 工事概要

本工事は、半田川田ポンプ場新設工事に伴い、受変電設備・運転操作設備・特殊電源設備・監視制御設備・計装設備工事の機器の製作・据付を行うものとする。また、それに伴う配線・配管工事、基礎工事等の一切の電気工事を行うものとする。

#### 2 主要機器

(1) 高压気中負荷開閉器 (P A S)	1 台
(2) 引込受電盤 (H C - 1)	1 面
(3) 主変圧器盤 (H C - 2)	1 面
(4) 動力分岐盤 (L B - 1)	1 面
(5) 照明変圧器盤 (L B - 2)	1 面
(6) 切換盤 - 1 (A X - 1)	1 面
(7) No.3 雨水ポンプ V V V F 盤 (M P - 3 1)	1 面
(8) No.3 雨水ポンプ盤 (M P - 3 2)	1 面
(9) No.3 自家発電装置	1 台
(10) 燃料貯油槽	1 基
(11) 燃料小出槽	1 基
(12) 燃料移送ポンプ	2 台
(13) ミニUPS (U P S - 1)	1 台
(14) 沈砂池設備コントロールセンタ (C C - 1)	1 式
(15) 沈砂池設備補助継電器盤 (R Y - 1)	1 式
(16) ポンプ設備コントロールセンタ (C C - 2)	1 式
(17) ポンプ設備補助継電器盤 (R Y - 2)	1 式
(18) 流入渠水位計盤 (L C B - S 1)	1 面
(19) No.3 自動除塵機現場操作盤 (L C B - S 4)	1 面
(20) し渣搬出機現場操作盤 (L C B - S 5)	1 面
(21) し渣ホッパ現場操作盤 (L C B - S 6)	1 面
(22) 作業用電源盤 (L C B - S 7, 8)	2 面
(23) No.3 雨水ポンプ現場操作盤 (L C B - P 3)	1 面
(24) 吸水槽排水ポンプ現場操作盤 (L C B - P 4)	1 面
(25) 床排水ポンプ現場操作盤 (L C B - P 5)	1 面
(26) 燃料移送ポンプ現場操作盤 (L C B - P 8)	1 面
(27) 給油口ボックス (L C B - P 9)	1 面
(28) 作業用電源盤 (L C B - P 1 0, 1 1)	2 面
(29) 作業用電源盤 (L C B - P 1 2)	1 面
(30) 監視盤 (K P - 1)	1 面
(31) 流入渠水位計	1 組
(32) No.1 吸水槽水位計	1 組
(33) No.2 吸水槽水位計	1 組
(34) 吐出井水位計 (外水位計)	1 組
(35) 燃料貯油槽液位計	1 組
(36) 計装盤 (K P - 2)	1 面
(37) 既設 流入ゲート操作盤機能増設	1 式

3 工事範囲

- (1) 前項記載の各機器の製作・搬入据付及び配線・配管工事
- (2) 試運転及び試験調整
- (3) その他必要な諸試験及び工事

4 工事範囲等補足事項

- (1) 配電盤類の据付は、設計書を参照し、関係者と十分打ち合わせを行い施工図を作成し、監督員の承諾を得て行うこと
- (2) し渣ホoppa用超音波式レベル計（支給品）の設置

## 第2節 機器仕様

### 1 高圧気中負荷開閉器 (PAS)

(1) 数 量	1 台	
(2) 形 式	三極単投、ZCT、ZPC 付	
(3) 定 格		
定格電圧	7.2kV	
定格電流	300A	
定格短時間耐電流	12.5kA	
(4) 操作方式	手動	
(5) トリップ装置の種類	過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形(SOG)	
(6) 耐塩塵汚染性による汚損度	耐重塩塵用	
(7) 付 属 品		
開閉表示器		1 式
手動操作装置		1 式
トリップコイル自己消磁回路接点付		1 式
方向性 SOG 制御装置		1 式
SOG 中継箱 (ステンレス製)		1 式
専用制御ケーブル		1 式
その他必要なもの		1 式

### 2 引込受電盤 (HC-1)

(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W1000×H2350×D2000	
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電圧計		1 台
同上用切換スイッチ		1 個
電流計		1 台
同上用切換スイッチ		1 個
電力計		1 台
電力量計		1 台
力率計		1 台
故障表示灯		1 組
操作スイッチ (切-入)		1 個
押釦スイッチ		3 個
信号灯 (G-R)		2 組
静止形保護継電器 (方向地絡、過電流、不足電圧)		1 式
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
断路器	3P 7.2kV 400A	1 台
真空遮断器	7.2kV 600A (12.5kA)	1 台
計器用変圧器	6600/110V	2 台
計器用変流器		2 台
配線用遮断器	2P MCCB 50AF	1 台
その他必要なもの		1 式

### 3 主変圧器盤 (HC-2)

(1) 数 量	1 面
(2) 概略寸法	W1000×H2350×D2000

(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電圧計		1 台
同上用切換スイッチ		1 個
電流計		1 台
同上用切換スイッチ		1 個
故障表示灯		1 組
のぞき窓		1 個
押釦スイッチ		2 個
地絡過電流継電器		1 台
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
三相モールド変圧器 (温度計付) 500kVA 6600/420V		1 台
計器用変圧器 440/110V		2 台
計器用変流器		2 台
零相変流器		1 台
配線用遮断器 3P MCCB 1000AF		1 台
配線用遮断器 3P MCCB 800AF		1 台
その他必要なもの		1 式

#### 4 動力分岐盤 (LB-1)

(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W1200×H2350×D2000	
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電圧計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
電流計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
故障表示灯		2 組
操作スイッチ (切-入)		3 個
押釦スイッチ		2 個
信号灯 (R-G)		3 組
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
三相モールド変圧器 100kVA 420/210V		1 台
計器用変流器		2 台
進相コンデンサ 12.8kVar		3 台
進相コンデンサ用リアクトル (12.8kVar : 6%)		3 台
進相コンデンサ用電磁接触器		3 台
配線用遮断器 3P MCCB 400AF		1 台
配線用遮断器 3P MCCB 225AF		2 台
配線用遮断器 3P MCCB 100AF		7 台
配線用遮断器 3P MCCB 50AF		4 台
地絡過電流継電器+ZCT		6 組
その他必要なもの		1 式

#### 5 照明変圧器盤 (LB-2)

(1) 数 量	1 面
---------	-----

(2) 概略寸法	W1000×H2350×D2000	
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電圧計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
電流計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
故障表示灯		1 組
押釦スイッチ		2 個
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
単相モールド変圧器	10kVA 420/210-105V	1 台
計器用変流器		2 台
配線用遮断器	3P MCCB 100AF	2 台
配線用遮断器	3P MCCB 50AF	5 台
配線用遮断器	2P MCCB 50AF	7 台
地絡過電流継電器+ZCT		8 組
その他必要なもの		1 式
6 切換盤-1 (AX-1)		
(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W800×H2350×D2000	
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
電圧計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
電流計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
状態表示灯		1 組
操作スイッチ (切-入)		1 個
操作スイッチ (停止-始動)		1 個
押釦スイッチ		2 個
信号灯 (G-R)		1 組
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
真空電磁接触器	6.6kV 200A	1 台
計器用変圧器	6600/110V	2 台
計器用変流器		2 台
その他必要なもの		1 式
7 No.3 雨水ポンプVVVF盤 (MP-31)		
(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W1000×H2350×D2000	
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電流計		1 台
同上用切換スイッチ		1 台
速度計取付スペース		1 式
時間計		1 台

故障表示灯		1組
3要素継電器		1台
地絡過電流継電器		1台
押釦スイッチ		2個
状態表示灯 (G-R)		1組
その他必要なもの		1式
(5) 盤内取付品		
正弦波コンバータ式VVVF装置	400V 260kW 電動機用	1式
配線用遮断器	3P MCCB 800AF	1台
双投電磁接触器	3P 600A	1台
計器用変流器		2台
零相変流器		1台
その他必要なもの		1式
8 No.3 ポンプ盤 (MP-32)		
(1) 数量	1面	
(2) 概略寸法	W1000×H2350×D2000	
(3) 形式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1式
故障表示灯		1組
押釦スイッチ		2個
その他必要なもの		1式
(5) 盤内取付品		
正弦波コンバータ式VVVF装置	400V 260kW 電動機用	1式
電磁磁接触器		1式
進相コンデンサ	30kVar	1台
進相コンデンサ用リアクトル (30kVar : 6%)		1台
配線用遮断器	3P MCCB 800AF	1台
その他必要なもの		1式
9 No.3 自家発電装置		
(1) 数量	1台	
(2) 形式	自動始動発電機盤搭載形発電装置 (屋外設置)	
(3) 原動機仕様		
機関	ディーゼル機関	
冷却方式	ラジエータ冷却	
機関出力	439kW 以上	
過速度耐力	110% 1分	
始動方式	電気始動	
潤滑方式	強制潤滑方式	
使用燃料	A重油	
(4) 発電機仕様		
外被の形	開放形	
保護方式	保護形	
冷却方式	自己通風冷却方式	
励磁方式	ブラシレス式	
定格出力	500kVA	
定格電圧	6600V	
相数及び線数	三相三線式	
力率	0.8 (遅れ)	

定格の種類	連続定格	
(5) 発電機盤		
真空遮断器	7.2kV 600A 12.5kA	1 台
自動始動回路		1 式
始動用電源装置 (製造メーカー標準とする)		1 式
その他必要なもの		1 式
(6) 付属装置		
防音パッケージ (機側 1 mにて 75dB(A)以下)		1 式
発電機軸受温度計 (製造メーカー標準とする)		1 式
工具類		1 式
その他メーカー標準		1 式
(7) 特記: 法的点検、整備の実施を考慮すること		

#### 10 燃料貯油槽

- (1) 数 量 1 基
- (2) 形 式 横置地下埋設式 (鋼製強化プラスチック製二重殻タンク)  
 躯体: プレキャスト支柱組立式
- (3) 容 量 15,000L (A 重油)
- (4) 構造概要  
 本タンクはディーゼル機関用燃料油を安全に貯蔵するためのものである。
- (5) 製作条件  
 本タンクは製作にあたっては消防法等関係法令に基づき行うものとする。  
 機材及び施工にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) および同標準図に準拠する。
- (6) 各部の構造  
 ディーゼル機関の燃料を貯留するタンクで、地下埋設式タンクとし、給油装置一式を含むものとする。構造等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) および同標準図に準拠する。
- (4) 主要部材質
- |         |       |
|---------|-------|
| 本体      | SS400 |
| 配管      | SGP   |
| ハンドホール蓋 | FC 製  |
- (5) 保護装置  
 油面の上限、下限にて油面計により警報が出来るものとする。
- (6) 試験・検査  
 水圧試験値は、0.07MPa(0.7kgf/cm<sup>2</sup>) 以上とし、保持時間は 10 分間とする。
- (7) 据付  
 一般事項については機械設備工事一般仕様書による。
- (8) 付 属 品
- |   |      |
|---|------|
| ハンドホール  | 必要箇所 |
| 配管用フレキシブルチューブ (本体側配管含む)   | 1 式  |
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) で示された付属品 (漏洩監視装置、漏洩検出器含む) | 1 式  |
| その他必要なもの  | 1 式  |
- (9) その他  
 配管ピット内に、水を滞留させない構造とし、排水経路等はあらかじめ十分検討したうえ考慮し、監督職員の指示に従い施工すること。

#### 11 燃料小出槽

- (1) 使用目的  
 ディーゼル機関へ燃料を供給するために一時貯留するものである。

(2) 仕様

形式	屋外油庫
呼称容量	950L (A 重油)
数量	1 基
付属品	架台・梯子

(3) 構造概要

本タンクは、燃料貯油槽よりディーゼル機関へ燃料を供給するために一時貯留し、ディーゼル機関へ安定供給するために設けるものである。

(4) 製作条件

ディーゼル機関への供給に対し、十分な容量とするとともに、消防法、条例等を守るものとする。

(5) 各部の構造

燃料小出槽には見やすい位置にレベル計（単位目盛板）を設けるものとする。

(6) 使用材料

本体	SS400 (4.5mm 厚以上)
架台	SS400

(7) 試験・検査

一般事項については機械設備工事一般仕様書による他、水張り漏洩試験を行う。

(8) 据付

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

(9) 標準付属品

フロートおよびフロートスイッチ	1 個
油面計	1 個
ドレン弁、給油弁	各 1 個
通気口	1 式
その他必要なもの	1 式

## 12 燃料移送ポンプ

(1) 使用目的

燃料貯油槽より燃料小出槽へ重油を移送するためのものである。

(2) 仕様

形式	ギアポンプ (A 重油用)
口径	25mm
吐出量	25L/min 以上
電動機出力	0.75kW
電圧	210V
周波数	60Hz
極数	4P
数量	2 台(内 1 台予備)

(3) 構造概要

本ポンプは燃料貯油槽より、燃料小出槽へ重油を移送するためのものである。

(4) 製作条件

油の漏洩がなく連続運転に耐える堅牢な構造とする。

(5) 各部の構造

本ポンプは歯車式とし、要部は衝撃、摩耗、腐食に対し、十分余裕のある肉厚を有するものとする。

運転中は振動騒音を生ずることなく、長時間の連続運転に対し十分耐え得る構造とすること。

本ポンプは、吸込み側にオイルストレーナを設け、また吸込、吐出の両側に可とう管を具備するものとする。

(6) 使用材料

本 体	F C 製
歯 車	炭素鋼
軸	炭素鋼

(7) 運転・操作概要

燃料小出槽液位計の上・下限の信号により自動起動、停止するものとする。

(8) 試験・検査

工場において J I S 試験法により性能試験 (JISB8312) を行う。

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

(9) 塗装

一般事項については機械設備工事仕様書による。カップリング外周は防錆油を塗付する。

(10) 据付

一般事項については機械設備工事仕様書による。

(11) 標準付属品 (1台につき)

電動機	1台
カップリングまたはVベルトカバー	1個
吸込弁、吐出弁	1式
特殊分解工具	1式
その他必要なもの	1式

13 ミニUPS (UPS-1)

(1) 数 量	1台
(2) 概略寸法	W300×H500×D500
(3) 容 量	1kVA
(4) 停電補償時間	10分
(5) 入力電圧	単層 100V
(6) 出力電圧	単層 100V
(7) 蓄 電 池	メーカー標準 (長寿命形)
(8) その他	故障時自動バイパス

14 沈砂池設備コントロールセンタ (CC-1)

(1) 数 量	1式 (1面)
(2) 概略寸法	(W600×2)×H2350×D600
(3) 形 式	屋内鋼板製自立多段積両面形
(4) 取付ユニット	
制御電源ユニット	1組
No.3 自動除塵機ユニット (2.2kW-可逆)	1組
No.1 し渣搬出機ユニット (1.5kW-可逆)	1組
No.2 し渣搬出機ユニット (3.7kW-可逆)	1組
し渣ホッパユニット (0.75kW-可逆)	2組
その他必要なもの	1式

15 沈砂池設備補助継電器盤 (RY-1)

(1) 数 量	1式 (1面)
(2) 概略寸法	W700××H2350×D600
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形
(4) 盤面取付品	
名称銘板	1式
その他必要なもの	1式
(5) 盤内取付品	
補助継電器	1式
限時継電器	1式

	その他必要なもの	1 式
16	ポンプ設備コントロールセンタ (CC-2)	
	(1) 数 量	1 式 (2 面)
	(2) 概略寸法	(W600×2) × H2350 × D600
	(3) 形 式	屋内鋼板製自立多段積両面形
	(4) 取付ユニット	
	制御電源ユニット	1 組
	No.3 雨水ポンプ吐出弁 (1.5kW-可逆)	1 組
	No.3 減速機初期潤滑油ポンプユニット (1.5kW-非可逆)	1 組
	No.3 減速機オイルクーラユニット (0.1kW-非可逆)	1 組
	No.5,6 燃料移送ポンプユニット (0.75kW-非可逆)	2 組
	No.1,2 床排水ポンプユニット (0.75kW-非可逆)	2 組
	吸水槽排水ポンプユニット (5.5kW-非可逆)	1 組
	予備ユニット (MCCB 3P 50AF-電源送り)	1 組
	その他必要なもの	1 式
17	ポンプ設備補助継電器盤 (RY-2)	
	(1) 数 量	1 式 (1 面)
	(2) 概略寸法	(W700×2) × H2350 × D600
	(3) 形 式	屋内鋼板製自立形
	(4) 盤面取付品	
	名称銘板	1 式
	その他必要なもの	1 式
	(5) 盤内取付品	
	補助継電器	1 式
	限時継電器	1 式
	その他必要なもの	1 式
18	流入渠水位計盤 (LCB-S1)	
	(1) 数 量	1 面
	(2) 概略寸法	W400 × H400 (1600) × D300
	(3) 形 式	屋外ステンレス製スタンド形
	(4) 盤面取付品	
	名称銘板	1 式
	水位計取付スペース	1 式
	その他必要なもの	1 式
	(5) 盤内取付品	
	スペースヒータ	1 式
	その他必要なもの	1 式
19	No.3 自動除塵機現場操作盤 (LCB-S4)	
	(1) 数 量	1 面
	(2) 概略寸法	W400 × H700 (1600) × D300
	(3) 形 式	屋外ステンレス製スタンド形
	(4) 盤面取付品	
	名称銘板	1 式
	電流計	1 台
	故障表示灯	1 式
	切換スイッチ (手動-自動)	1 個
	操作スイッチ (寸逆-停止-運転)	1 個
	信号灯 (R-G-R)	1 組

	押釦スイッチ		2 個
	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	スペースヒータ		1 式
	その他必要なもの		1 式
20	し渣搬出機現場操作盤 (LCB-S5)		
(1)	数 量	1 面	
(2)	概略寸法	W500×H700 (1600) ×D300	
(3)	形 式	屋外ステンレス製スタンド形	
(4)	盤面取付品		
	名称銘板		1 式
	電流計		2 台
	故障表示灯		1 組
	切換スイッチ (単独-連動)		1 個
	操作スイッチ (寸逆-停止-正転)		2 個
	信号灯 (R-G-R)		2 組
	押釦スイッチ		2 個
	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	スペースヒータ		1 式
	その他必要なもの		1 式
21	し渣ホッパ現場操作盤 (LCB-S6)		
(1)	数 量	1 面	
(2)	概略寸法	W400×H700×D300	
(3)	形 式	屋外ステンレス製壁掛形	
(4)	盤面取付品		
	名称銘板		1 式
	超音波式レベル計コントロールユニット取付スペース		1 式
	故障表示灯		1 組
	操作スイッチ (閉-停止-開)		1 個
	信号灯 (R-G-R)		2 組
	押釦スイッチ		2 個
	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	スペースヒータ		1 式
	その他必要なもの		1 式
22	作業用電源盤 (LCB-S7, 8)		
(1)	数 量	2 面	
(2)	概略寸法	W400×H600×D300	
(3)	形 式	屋外ステンレス製壁掛形	
(4)	盤面取付品		
	名称銘板		1 式
	表示灯		2 個
	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	配線用遮断器	3P MCCB 100AF	1 台
	配線用遮断器	2P MCCB 50AF	1 台
	コンセント		1 個

スペースヒータ		1 式
その他必要なもの		1 式
<b>23 No.3 雨水ポンプ現場操作盤 (LCB-P3)</b>		
(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W700×H1950×D500	
(3) 形 式	屋内鋼板製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電流計		1 台
水位計取付スペース		1 式
開度計取付スペース		1 式
速度計		1 台
時間計		1 台
状態表示灯		1 組
故障表示灯		1 組
切換スイッチ (自家発電源-商用電源)		1 個
切換スイッチ (固定速-可変速)		1 個
切換スイッチ (手動-自動)		1 個
切換スイッチ (単独-連動)		1 個
操作スイッチ (停止-運転)		3 個
操作スイッチ (閉-停止-開)		1 個
信号灯 (G-R)		3 組
信号灯 (G-R-G)		1 組
引釦スイッチ		1 個
押釦スイッチ		2 個
速度設定器		1 個
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
スペースヒータ		1 式
盤内照明・コンセント		1 組
その他必要なもの		1 式
<b>24 吸水槽排水ポンプ現場操作盤 (LCB-P4)</b>		
(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W500×H600×D300	
(3) 形 式	屋内鋼板製壁掛形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
電流計		1 台
水位計取付スペース		1 式
故障表示灯		1 組
操作スイッチ (停止-運転)		1 個
信号灯 (G-R)		1 組
押釦スイッチ		1 個
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
その他必要なもの		1 式
<b>25 床排水ポンプ現場操作盤 (LCB-P5)</b>		
(1) 数 量	1 面	

(2) 概略寸法	W500×H600×D300	
(3) 形 式	屋内鋼板製壁掛形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
故障表示灯		1 式
切換スイッチ (手動-自動)		1 個
切換スイッチ (No.1 -交互-No.2)		1 個
操作スイッチ (停止-運転)		2 個
信号灯 (G-R)		2 組
押釦スイッチ		1 個
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
その他必要なもの		1 式
<b>26 燃料移送ポンプ現場操作盤 (LCB-P8)</b>		
(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W500×H600 (1600) ×D300	
(3) 形 式	屋外ステンレス製スタンド形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
故障表示灯		1 式
切換スイッチ (手動-自動)		1 個
切換スイッチ (No.1 -交互-No.2)		1 個
操作スイッチ (停止-運転)		2 個
信号灯 (G-R)		2 組
押釦スイッチ		1 個
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
スペースヒータ		1 式
その他必要なもの		1 式
<b>27 給油口ボックス (LCB-P9)</b>		
(1) 数 量	1 面	
(2) 概略寸法	W500×H1250×D300	
(3) 形 式	屋外ステンレス製自立形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
液位計取付スペース		1 台
その他必要なもの		1 式
(5) 盤内取付品		
給油口 (65A)		1 式
スペースヒータ		1 式
その他必要なもの		1 式
<b>28 作業用電源盤 (LCB-P10、11)</b>		
(1) 数 量	2 面	
(2) 概略寸法	W400×H600×D300	
(3) 形 式	屋内鋼板製壁掛形	
(4) 盤面取付品		
名称銘板		1 式
表示灯		2 個

	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	配線用遮断器	3P MCCB 100AF	1 台
	配線用遮断器	2P MCCB 50AF	1 台
	コンセント		1 個
	その他必要なもの		1 式
29	作業用電源盤 (LCB-P12)		
(1)	数 量	1 面	
(2)	概略寸法	W400×H600 (1600) ×D300	
(3)	形 式	屋外ステンレス製スタンド形	
(4)	盤面取付品		
	名称銘板		1 式
	表示灯		2 個
	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	配線用遮断器	3P MCCB 100AF	1 台
	配線用遮断器	2P MCCB 50AF	1 台
	コンセント		1 個
	スペースヒータ		1 式
	その他必要なもの		1 式
30	監視盤 (KP-1)		
(1)	数 量	1 面	
(2)	概略寸法	W1000×H2350×D800	
(3)	形 式	屋内鋼板製自立形	
(4)	盤面取付品		
	名称銘板		1 式
	状表示灯		1 組
	故障表示灯		1 組
	切換スイッチ (市役所-ポンプ場)		1 個
	その他必要なもの		1 式
(5)	盤内取付品		
	補助継電器		1 式
	限時継電器		1 式
	遠方監視伝送装置取付スペース		1 式
	その他必要なもの		1 式
31	流入渠水位計		
(1)	数 量	1 組	
(2)	形 式	投込式水位計	
(3)	仕 様		
	ア 測定対象	雨水	
	イ 電源	AC100V	
	ウ 出力信号	DC4~20mA	
	エ 測定範囲	0~3.0m	
	オ 精度	±0.5%FS	
(4)	機器構成		
	投込式水位検出器		1 台
	電源箱		1 台
	中継箱		1 台

	ディストリビュータ		1 台
	避雷器		1 個
	警報設定器		1 台
	専用ケーブル		1 式
	その他必要なもの		1 式
32	No.1 吸水槽水位計		
	(1) 数 量	1 組	
	(2) 形 式	投込式水位計	
	(3) 仕 様		
	ア 測定対象	雨水	
	イ 電源	AC100V	
	ウ 出力信号	DC4~20mA	
	エ 測定範囲	0~5.0m	
	オ 精度	±0.5%FS	
	(4) 機器構成		
	投込式水位計検出器		1 台
	電源箱		1 台
	中継箱		1 台
	ディストリビュータ		1 台
	警報設定器		2 台
	信号切換器		1 台
	偏差検出器		1 台
	専用ケーブル		1 式
	その他必要なもの		1 式
33	No.2 吸水槽水位計		
	(1) 数 量	1 組	
	(2) 形 式	フロート式水位計	
	(3) 仕 様		
	ア 測定対象	雨水	
	イ 電源	AC100V	
	ウ 出力信号	DC4~20mA	
	エ 測定範囲	0~5.0m	
	オ 精度	±1.0%FS	
	(4) 機器構成		
	発信機		1 台
	フロート		1 台
	ワイヤー		1 台
	重錘		1 台
	屋内用保護カバー		1 式
	ディストリビュータ		1 台
	専用ケーブル		1 式
	その他必要なもの		1 式
34	吐出井水位計 (外水位計)		
	(1) 数 量	1 組	
	(2) 形 式	投込式水位計	
	(3) 仕 様		
	ア 測定対象	雨水	
	イ 電源	AC100V	

	ウ 出力信号	DC4~20mA	
	エ 測定範囲	0~7.0m	
	オ 精度	±0.5%FS	
(4)	機器構成		
	投込式水位計検出器		1台
	電源箱		1台
	中継箱		1台
	ディストリビュータ		1台
	避雷器		1台
	警報設定器		1台
	その他必要なもの		1式
35	燃料貯油槽液位計		
(1)	数量	1組	
(2)	形式	抵抗式又は磁歪式	
(3)	仕様		
	ア 測定対象	A重油	
	イ 電源	AC100V	
	ウ 出力信号	DC4~20mA	
(4)	機器構成		
	発信機 (防爆形)		1台
	変換器		1台
	警報設定器		1台
	その他必要なもの		1式
36	計装盤 (KP-2)		
(1)	数量	1面	
(2)	概略寸法	W1000×H2350×D800	
(3)	形式	屋内鋼板製自立形	
(4)	盤面取付品		
	名称銘板		1式
	広角度指示計		3台
	縦形指示計		6台
	電力量カウンタ		1台
	発電機軸受温度指示計		2台
	切換スイッチ (No.1-No.2)		1個
	その他必要なもの		1式
37	既設 流入ゲート操作盤機能増設		
(1)	機能増設内容		
	・No.1~No.3 流入ゲート開度を新設の計装盤 (KP-2) に指示するため、DC 4~20mA を出力すること。		
	・吸水槽水位及び流入渠水位条件による、自動運転回路を追加する。		
	・その他必要なもの		

### 第3節 複合工等

#### 1 引込柱設置工

番号	設置場所	工種	材料・形状寸法	備考
1	屋外	コンクリート柱設置工	12m-19cm-350kg	コンクリート柱、腕金(1.8-t)、コンクリート根かせ(1200×240×170)、丸型アームタイ(2.3×25×945)、自在バンド、足場ボルト、中線引留金具、耐張ストラップ、強力バンド、自在アームバンド、高圧ピンがいし等含む
2	屋外	支線取付工	700mm×350mm	ステーブロック、支線(亜鉛メッキ鋼より線38sq(7/2.6))、玉がいし(100mm×100mm)、支線ガード、巻付けグリップ(38sq)、バンド、支線用シンプル等含む
3	屋外	腕金取付工	1.2-t	取付金具等含む
4	屋外	避雷器取付工	8.4kV	取付金具等含む
5	屋内	接地用端子箱取付工	6P+補助2P、2P	接地用端子箱、取付金具等含む
6	屋外	高圧受変電設備設置工	7.2kV/100A	高圧カットアウトスイッチ、取付金具等含む

#### 2 コンクリート工

番号	設置場所	工種	材料・形状寸法	備考
1	屋内・屋外	鉄筋コンクリート工	24-12-25BB W/C55%	発電機躯体、発電機基礎
2	屋内・屋外	無筋コンクリート工	18-12-40BB W/C60%	電気室側シンダー、発電機側シンダー、法止め擁壁、給油ボックス、消火器格納箱、階段2箇所
3	屋内・屋外	均しコンクリート工	18-12-25BB W/C60%以下	発電機躯体、燃料貯油槽

#### 3 杭打工

番号	設置場所	工種	材料・形状寸法	備考
1	屋外	プレボーリング拡大根固め工法	JIS強化杭+PHCパイプ φ600×12m(6B(杭体内D19×10×1830)+6A)15セット φ600×14m(6B(杭体内D19×10×1830)+8A)1セット	先端支持層(固結シルト:粘土層) 全セット1mカットオフ

#### 4 トラフ工

番号	設置場所	工種	材料・形状寸法	備考
1	屋外	現場打ちトラフ工	18-8-25BB W/C55%以下	
2	屋外	現場打ちトラフ蓋工	24-8-25BB W/C60%以下	

5 転落防止柵設置工

番号	設置場所	工種	材料・形状寸法	備考
1	屋外	水平部	H=1.1m	外周約 55m
2	屋外	階段部	H=1.1m	約 1.5m×4 箇所

6 仮設工

番号	工種	備考
1	仮設足場	流入渠深さ 7.8m、吸水槽深さ 6.3m、吐出井深さ 7.7m
2	仮設ポンプ	流入渠、吸水槽、吐出井用

#### 第4節 据付配線工事

工事の施工においては、下記の事項及び関係法規に準拠し、また、安全性、機能性、耐久性及び維持管理上の利便性を考慮して行うものとする。

##### 1 使用材料

###### (1) 配線材料

ア 本工事に使用する電線、ケーブル並びに付属品は、J I S、J C S、及びJ C A Aにより製作された製品であるものとする。

###### (2) 配管材料

ア 本工事に使用する金属管類は、J I Sにより製作された製品であるものとする。

###### (3) その他の材料

ア 上記の規格・基準等に準じるほか、市の担当者の支持によるものとする。

##### 2 機材据付工事

###### (1) 機器の据付

ア 機器の据付においては、動作の確実性や安全性に十分配慮して行うものとする。

##### 3 電路工事

###### (1) 電路の大きさは、設計図によるものとするが、特に記載のない場合は次のとおりとする。

ア 電線管の太さは、ケーブル断面積の総和が管の断面積の32%以下となるよう選定する。

###### (2) 地中電路

ア 掘削に際しては、土砂が崩壊する恐れがあるときは土留めを行うこと。

イ 埋め戻しは、適当な水分を含んだ良質土により行き均一に締め固めること。

ウ 管路の埋設の深さは、仕様書等で指示する場合を除き、原則として、0.3m以上とする。

エ 地中配線には、電路の20~40cm上部に埋設表示シートを布設し、2m間隔で、電圧、物件名、管理者等を表示しておくこと。

###### (3) 電線管工事

ア 原則として厚鋼を使用し、露出配管を行い適切な間隔でサドル又は、ハンガーなどを使用して造営材に取り付けること。

イ 機器への継ぎ込みは、原則として金属製可とう電線管を使用するものとする。

ウ 金属製可とう電線管は、原則としてビニル被覆2種金属製可とう管とする。

エ 鋼製プルボックスのプレートの止めネジは、S U S製とする。また、屋外及び湿気のある場所では、S U S 3 0 4製のプルボックスを使用するものとし、水抜き穴を設けること。

オ 予備管には、導入線を入れておくこと。

カ 管の曲げ半径は、管内径の6倍とし、曲げ角度は90度をこえてはならない。また、1区間の屈曲箇所は4ヶ所以内とし、曲げ角度の合計は270度以内とする。

配管の1区間が30mをこえる場合または必要な場合は、プルボックスを設けること。

キ 電線管を塗装する場合は、下地処理を行うこと。

ク ボンディングに用いる接続線は、2.0mm以下の軟鋼線とし、無はんだ接続とする。

###### (4) 金属ダクト工事

ア ダクトは、内部に水分が侵入しがたいようにすること。

イ ダクトと配電盤などの接続は、突き合わせを完全にしボルトなどにより機械的に堅固に接続すること。

ウ 金属ダクトには、必要に応じて、ビス止め、蓋付きの点検口を設けるとともに、セパレータを設け電圧、信号別等にわけてケーブルが布設できる構造とする。また、配線の種別（高圧・動力・制御等）を表示すること。

エ ダクトの大きさは、ケーブルの断面積の総和がダクトの20%以下となるよう選定する。

オ ダクトの屈曲部の大きさは、収容ケーブルの屈曲半径が、外径の10倍以上となるようにすること。

###### (5) ケーブルラック工事

ア ケーブルラック本体は、十分な強度を有するものとする。また、必要に応じてセパレータ

を設け電圧、信号別等においてケーブルが布設できる構造とすること。

イ ケーブルラックの水平支持間隔は1.5 m以下、垂直支持間隔は3.0 m以下とする。

ウ ケーブルラックの吊りボルト及び支持金物取り付け用ボルトは、SUS製とする。

エ ケーブルラックの終端部には、ケーブルラックエンドを設けラック本体相互間のジョイント及びエキスパンション等を考慮し、ボルト等により堅固に、かつ電氣的に接続すること。

また、ボンディングに使用する接続線は5.5 mm<sup>2</sup>以上とする。

オ ラック上の配線は、水平部は2 m以下、垂直部は1 m以下の間隔で支持すること。

カ 見やすい位置に配線の種別（高圧・動力・制御等）を表示すること。

キ ダクトの屈曲部及び分岐部の大きさは、収容ケーブルの屈曲半径が、外径の10倍以上となるようにすること。

#### (6) ケーブルピット工事

ア ピットの蓋は板厚6 mm以上の縞鋼板を使用するものとし、必要に応じて裏から山形工で補強すること。また、取り外し用の手かけ金物を取り付けること。

#### (7) 配線工事

本工事に使用する電線、ケーブルの種類と太さは、仕様書によるものとするが、特に記載のない場合は、次のとおりとする。

ア 高圧ケーブルは、6 kV架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルCE/F (EM-CE) 又は、6 kVトリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルCET/F (EM-CET) を使用すること。

イ 動力ケーブル

2.0 mm<sup>2</sup>以上の600 V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルCE/F (EM-CE) 又は、600 Vトリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルCET/F (EM-CET) を使用すること。

ウ 制御ケーブル

1.25 mm<sup>2</sup>以上の制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルCEE/F (EM-CEE) を使用すること。

エ 計装用ケーブル

専用ケーブルを使用する場合を除き原則として、1.25 mm<sup>2</sup>以上の静電しゃへい付制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルCEE/F-S (EM-CEE-S) を使用すること。

オ 光ファイバーケーブル

原則として、石英ガラス系とし、種類及び芯数は仕様による。

カ 接地線

必要容量を満たす3.5 mm<sup>2</sup>以上の600 V耐燃性ポリエチレン絶縁電線IE/F (EM-IE) を使用すること。

キ その他

必要に応じた専用ケーブルとする。

#### (8) 端末処理

ア 高圧ケーブル及び公称断面積60 mm<sup>2</sup>以上の低圧ケーブルは、原則としてJCAA規格の材料を用いて端末処理を行うこと。また、60 mm<sup>2</sup>未満の低圧ケーブルは、仕様書等で指定していない場合は、テーピング処理を行ってもよい。

イ 動力ケーブルの各芯線は、相色別を行うこと。

ウ 制御ケーブルの各芯線は、端子記号と同じ刻印したマークバンドを取り付けること。

#### (9) 線接続

ア ケーブルの直線接続は原則として行ってはならない。

イ 配電盤へのケーブル引き込みは、開口部をパテ等でふさぎ、防湿、防虫対策を講じること。

#### (10) 電路の隔離

ア ケーブルを耐火性のある堅牢な管に収め、または、同様な隔壁を設ける場合を除き、特別高圧電路と高圧電路及び低圧電路とは、15 cm以上隔離すること。また、弱電流電路、水管、ガス管等との隔離についても定める法令等に基づき施工すること。

イ 低圧ケーブルと弱電流電路を同一ダクト、ラック、ピットに収める場合は弱電流電路等に、

特別第3種接地工事を施した遮蔽層を有するケーブルを使用しない場合は隔壁を設けること。  
ウ ケーブルラック、金属管、金属ダクトが防火区画の防火壁を貫通する場合は、適正な隔離処理をこうじること。

#### (11) 接地工事

- ア 接地極の埋設は、原則として監督職員の立会いを受けなければならない。
- イ 接地極は地下0.75m以上の深さに埋設し、接地線は地上2.5mの部分まで合成樹脂管及び同等以上の絶縁効力及び強度を有するもので保護すること。
- ウ 低圧電動機等の接地線は母線方式とし、これから分岐金物で分岐し、主回路配線と同一管内に収める各機器の接地端子に確実に接続すること。
- エ 接地極埋設箇所付近の建屋内に各接地を一括した接地抵抗測定用試験端子箱を設けること。また、埋設箇所付近の適当な位置に埋設表示票を各接地種別毎に設けること。なお、埋設にあたっては相互の隔壁を2m以上とること。
- オ 接地導線と被接地工作物、接地導線相互の接地は、無はんだ接続とする。
- カ 接地線は、動力ケーブル、制御ケーブルなどとはなるべく隔離すること。

### 第5節 総合試運転

工事の受注者は、監督員の指示する期間に関連する別途工事の受注者と総合試運転に関し、十分協議を行い、実施することとする。

#### 1 実施内容

- (1) 設備及び機器の連係運転による機能の確認及び調整
- (2) 維持管理職員に対する運転操作、保守点検方法等の基礎的指導
- (3) その他監督員の指示による。

#### 2 実施方法

- (1) 受注者は、原則として各設備機器の単体試験（シーケンス試験等）、組合せ試験（インターロック試験、機器盤間の試験等）が完了した後に総合試運転を実施するものとする。
- (2) 総合試運転期間中に発生した不具合などは、すべて受注者の責任で改修又は再調整を行い、再度試運転のうえ機能の確認を行う。
- (3) 受注者は、総合試運転を行う際、施設の運転等に影響が及ぶ場合、時期、期間、連絡手段などについて監督員と十分協議を行うものとする。
- (4) その他は、日本下水道事業団「総合試運転の手引」に準拠し監督員の指示により行うものとする。

#### 3 提出書類

受注者は、日本下水道事業団「総合試運転の手引」に準拠し、下記による書類を提出するものとし、必要に応じて説明を行わなければならない。

- (1) 総合試運転を行うための「総合試運転実施要領書」については、監督員と十分協議を行い作成し提出するものとする。
- (2) 総合試運転完了時は「総合試運転実施報告書」を提出するものとする。
- (3) その他監督員が指示するもの

### 第3章 運転操作方案等

#### 【運転方式】

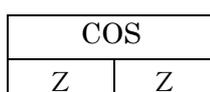
本工事の運転操作方案は、別に定める「運転方法」による。  
 運転方式の表現は、操作場所、切換方式、条件及び符号で表現する。

#### 1 操作場所の表し方

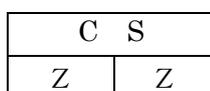
該当する操作場所にある切換スイッチ（COS）、操作スイッチ（CS）を一点鎖線で囲み、操作場所を明記する。

#### 2 切換方式、操作方式の表し方

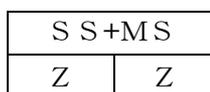
切換スイッチ（COS）、操作スイッチ（CS）等の符号にて明記する。



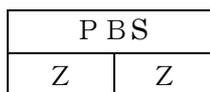
: 切換スイッチ [Z : 操作場所を記入]



: 操作スイッチ [Z : 操作方式を記入]



: 2 挙動スイッチ [Z : 操作方式を記入]



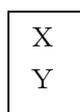
: 押釦スイッチ [Z : 操作方式を記入]

#### 3 運転条件の表し方

運転に必要な条件を項目にして明記する。

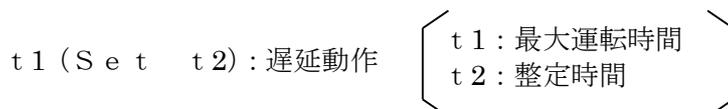
#### 4 制御機器の表し方

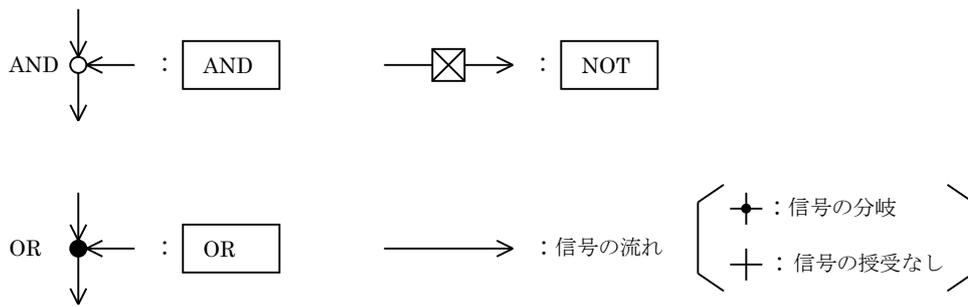
制御機器の制御状態と共に明記する。



: 制御機器 [X : 機器名称、Y : 状態]

#### 5 各種条件符号の表し方





6 表示方式

(1) 表示方法の表現は、運転、状態、故障表示の分類し、該当する項目に○印を記入する。

(2) 停止条件の表し方

K : 投入インターンロック

T : 遮断

S : 遮断不可





設備名称	今回	1	台	500	kVA
機器名称 主変圧器	2期		台		kVA
	全体	1	台	500	kVA

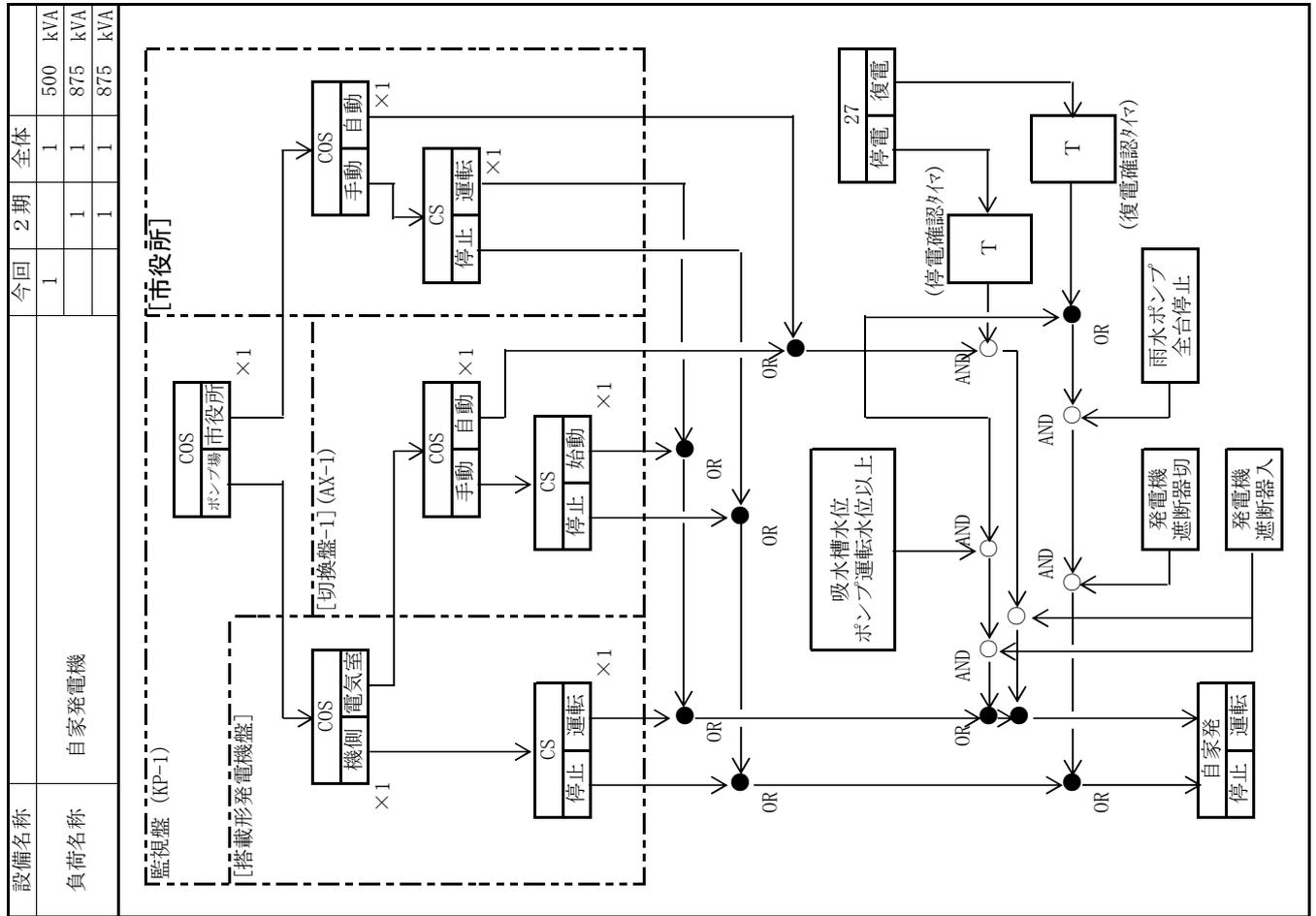
項目	停止条件	現場	C/C	電気室・監視室			市役所		備考
				高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
運転・状態表示									
運転操作									
故障・異常表示									
計器									
主変圧器二次主幹MCCB断									
主変圧器温度上昇									
主変圧器二次地絡									
No.3 雨水ポンプMCCB断									
電圧計									
電流計									



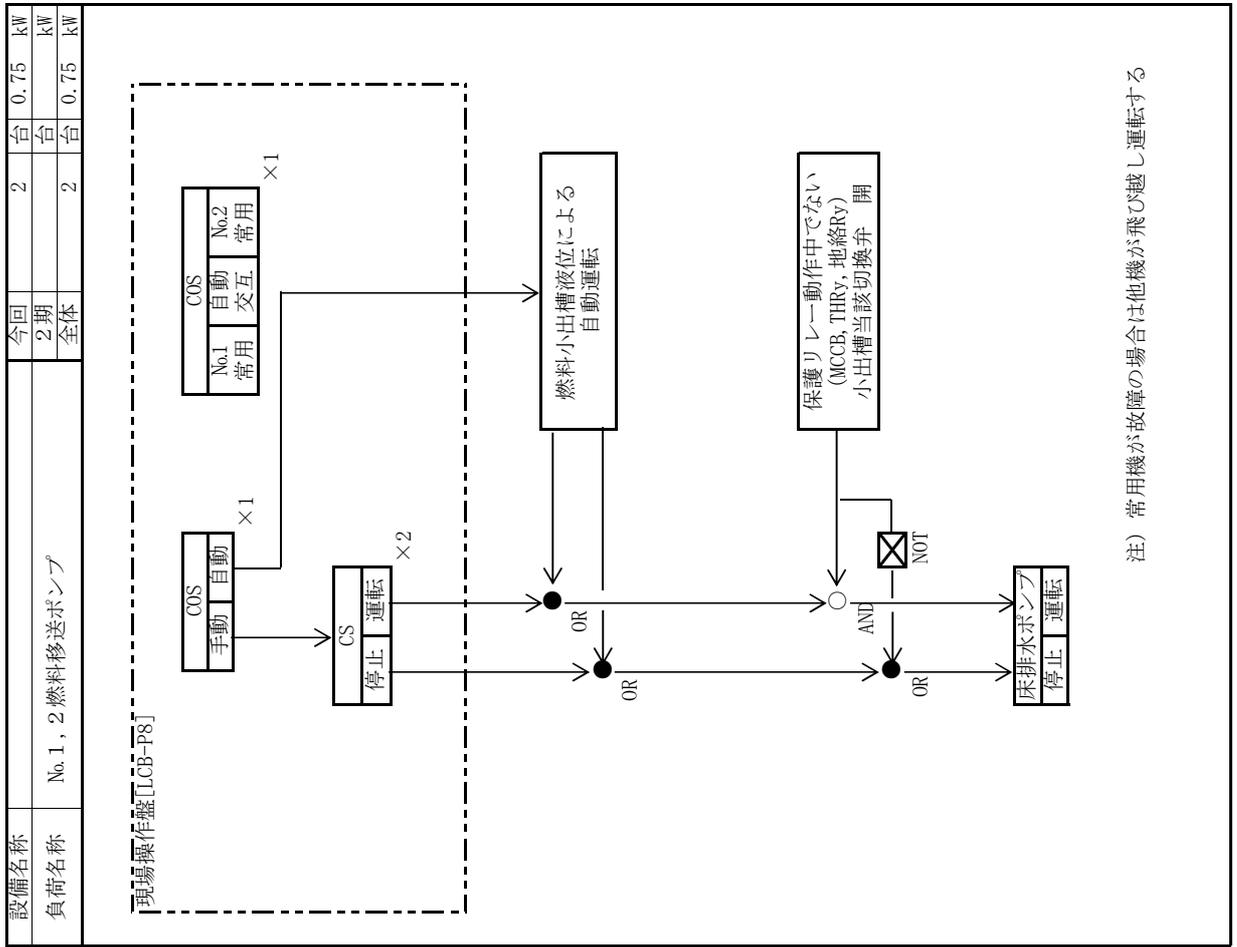
設備名称	台	10 kVA
照明変圧器	1	10 kVA
機器名称	1	10 kVA

項目	停止条件	現場 LCB	C/C	電気室・監視室			市役所		備考
				高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
制御電源正常									
計装電源正常									
運行・状態表示									
運行操作									
照明変圧器一次MCCB断									
照明変圧器二次主幹MCCB断									
建築照明MCCB断									
No.□自動除塵機照明MCCB断									□ ; 1~3
No.□自動除塵機照明地絡									□ ; 1~3
No.□自家発充電器MCCB断									□ ; 1~3
No.□自家発充電器地絡									□ ; 1~3
≡UPS MCCB断									
作業用電源 MCCB断									
作業用電源 地絡									
予備 MCCB断									
予備 地絡									
≡UPS 故障									
制御電源断									
計装電源断									
電圧計									
電流計									
計器									



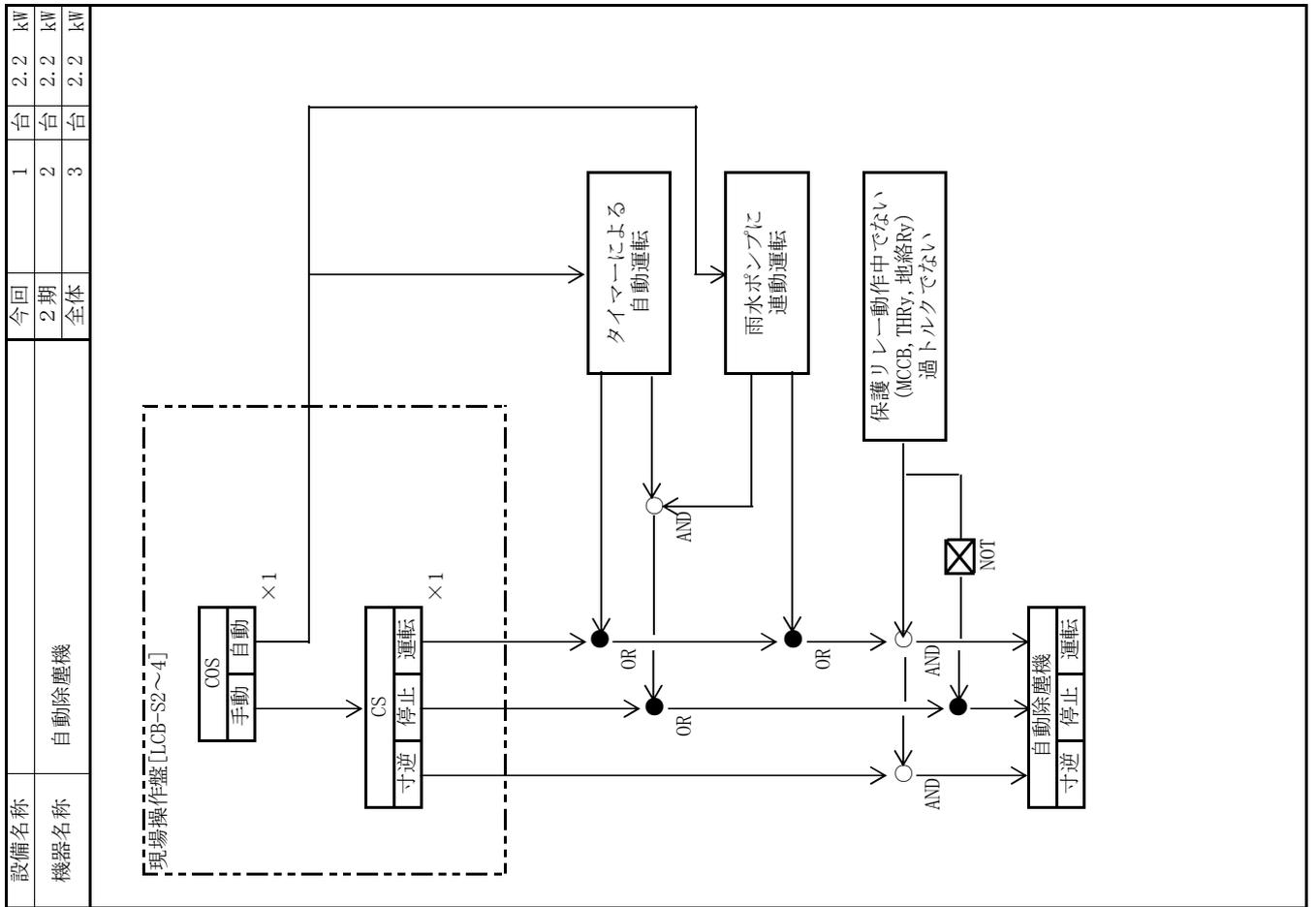


項目	停止条件	現場	電氣室・監視室		市役所		備考
			発電機盤	高低圧盤	LCD	PR	
ポンプ場		LCB					
市役所							
No.□自家発手動							□; 1~3
No.□自家発自動							□; 1~3
機側電氣室							
No.□自家発運転(発電)							□; 1~3
No.□自家発停止							□; 1~3
No.□自家発操作可							□; 今回は3
ポンプ場-市役所 切換SW							
手動-自動 切換SW							
機側-電氣室 切換SW							
停止-運転 操作SW							
停止-始動 操作SW							
No.□自家発重故障	T						□; 1~3
No.□自家発軽故障	S						□; 1~3
No.□原動機ガバナ制御油圧低下							□; 今回は3
No.□原動機加速速度							□; 今回は3
No.□原動機軸受温度上昇							□; 今回は3
No.□発電機軸受温度上昇							□; 今回は3
No.□原動機冷却水断水							□; 今回は3
No.□原動機潤滑油圧力低下							□; 今回は3
No.□制御電源電圧低下							□; 今回は3
No.□燃料小出槽油面低下							□; 今回は3
電圧計							
電流計							
周波数計							

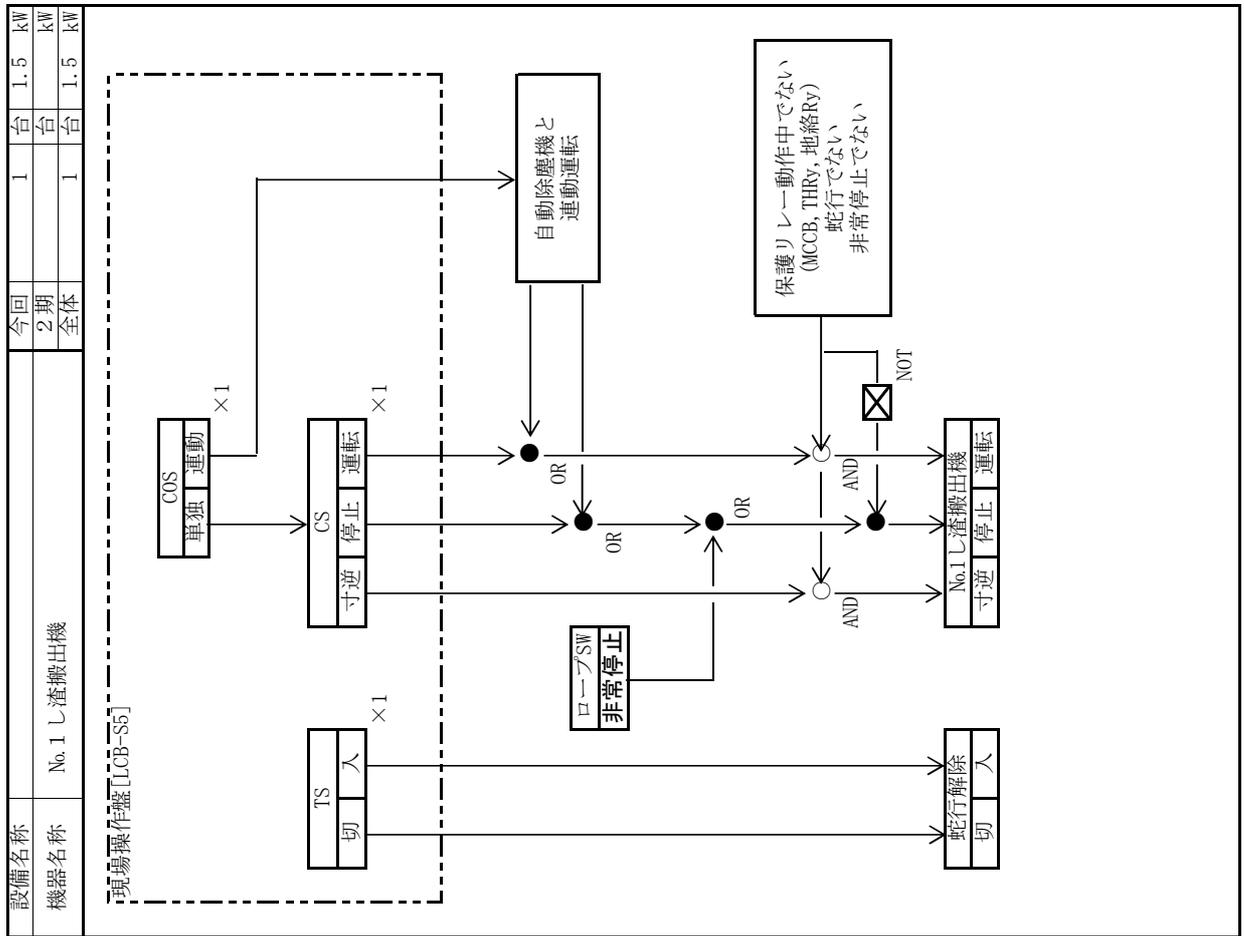


注) 常用機が故障の場合は他機が飛び越し運転する

項目	停止条件	現場LCB	C/C	電気室・監視室			市役所		備考
				高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
手動									
自動									
No.1常用									
自動交互									
No.2常用									
No.□運転		○	○						□ ; 1,2
No.□停止		○	○						□ ; 1,2
手動-自動 切换SW		○							
No.1常用-自動交互-No.2常用 切换SW		○							
停止-運転 操作SW		○							
No.□燃料移送ポンプ故障						○			□ ; 1,2
No.□過負荷	T	○							□ ; 1,2
No.□地絡	T	○							□ ; 1,2
No.□燃料小出槽液位高		○							□ ; 1~3
No.□燃料小出槽液位低	T	○				○			□ ; 1~3
燃料貯油槽液位高		○							
燃料貯油槽液位低	T	○				○			
燃料貯油槽漏洩		○				○			
油量計								○	
計器									

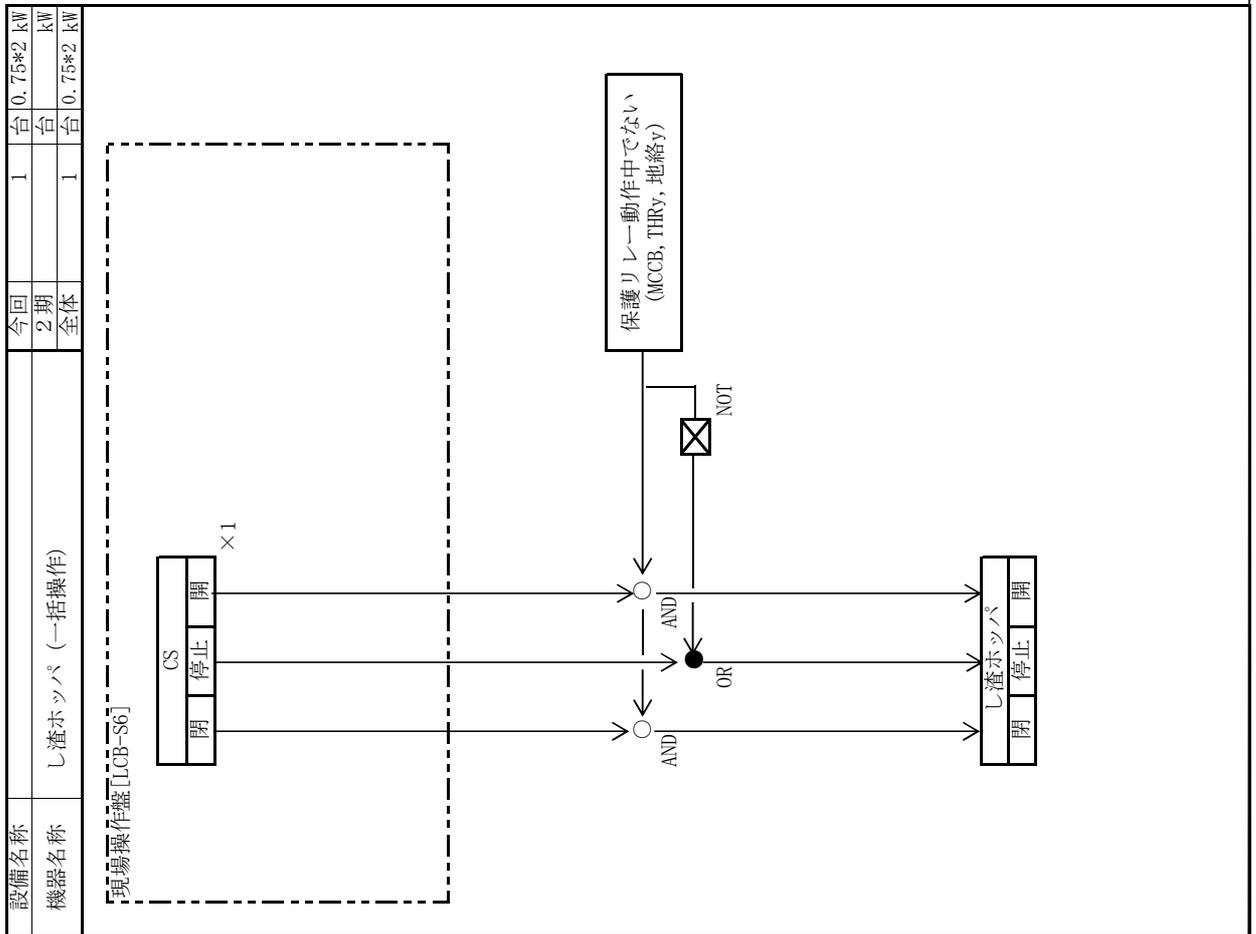


項目	停止条件	現場	電気室・監視室			市役所		備考
			C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	
自動								
手動								
運転								
停止		○	○					
寸逆		○	○					
状態表示								
自動-手動 切換SW		○						
寸逆-停止-運転 操作SW		○						
24Hタイムスイッチ 運転タイマー								
故障								
異常表示								
電流計		○						
計器								



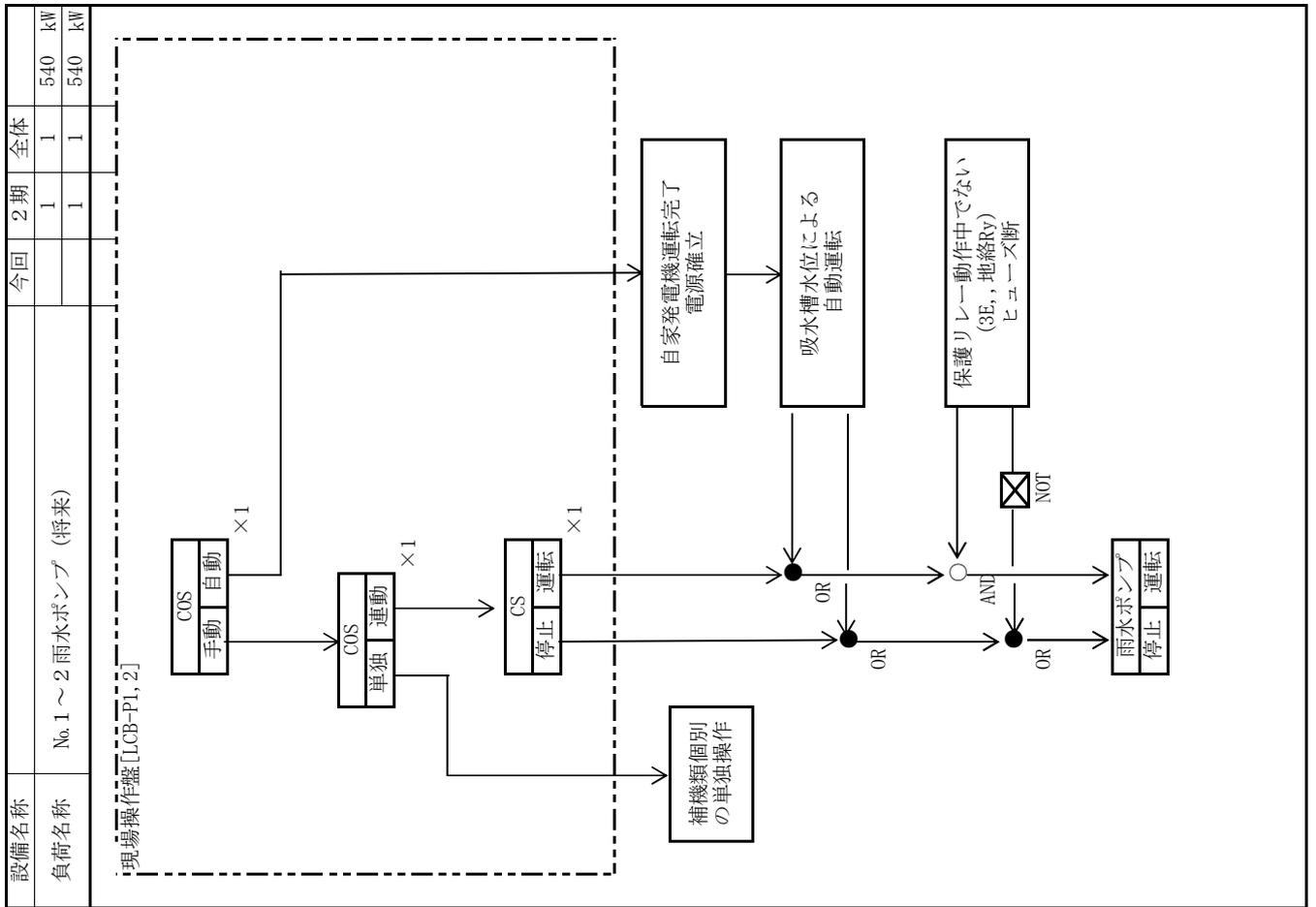
項目	停止条件	現場		電気室・監視室			市役所		備考
		LCB	C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
单独運動									
運転		○	○						
停止		○	○						
寸逆		○							
蛇行解除入									
蛇行解除切									
单独-運動 切换SW		○							
寸逆-停止-運転 操作SW		○							
蛇行解除 切-入スナップSW		○							
故障						○		○	
過負荷	T	○							
地絡	T	○							
蛇行	T	○							
非常停止	T	○							
故障・異常表示									
計器									





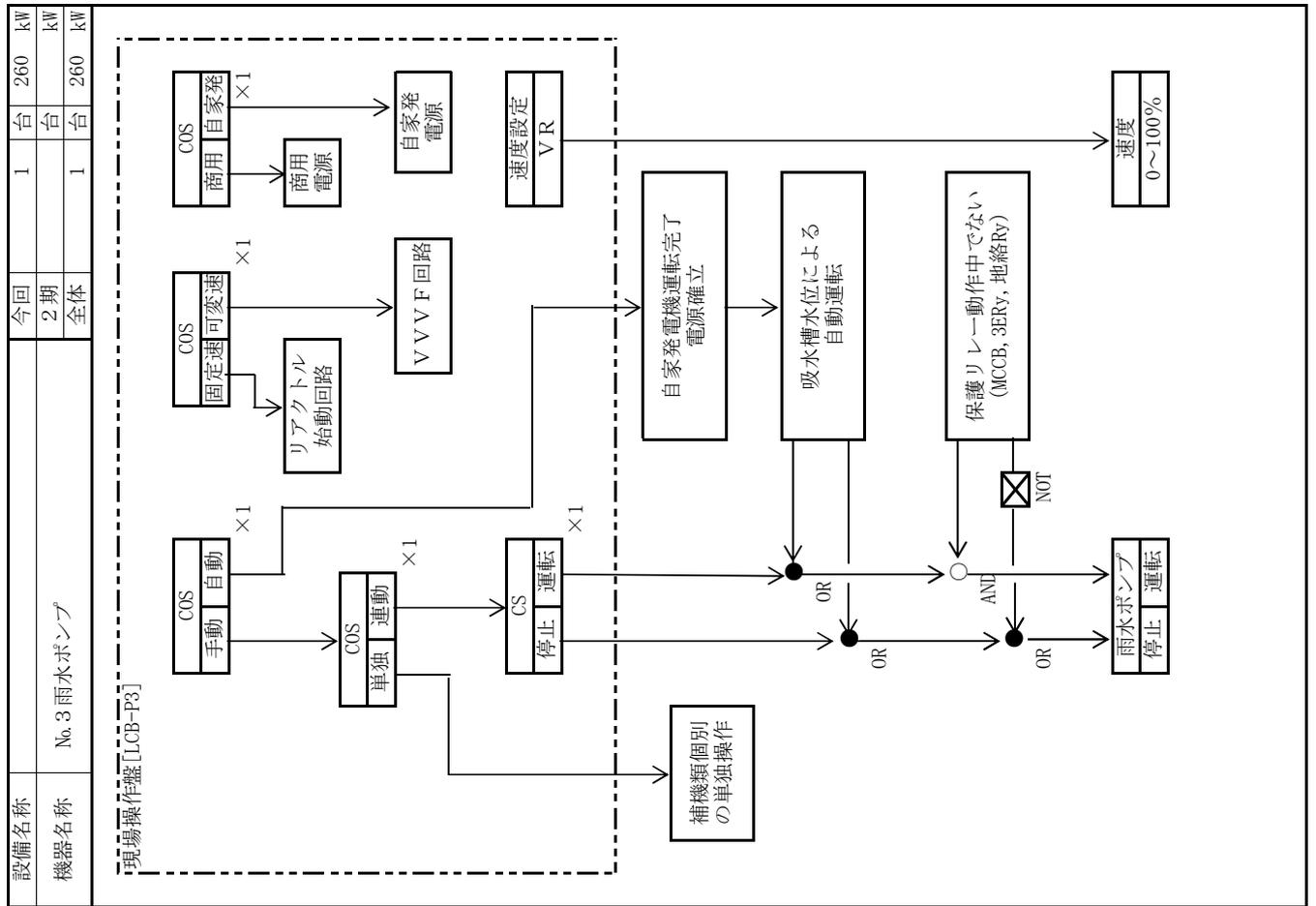
項目	停止条件	現場		電気室・監視室			市役所		備考
		LCB	C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
全開 (左ホツバ)		○							
全閉 (左ホツバ)		○							
全開 (右ホツバ)		○							
全閉 (右ホツバ)		○							
運転		○							
閉動作中 (左ホツバ)		○							
開動作中 (左ホツバ)		○							
停止 (左ホツバ)		○							
開動作中 (右ホツバ)		○							
閉動作中 (右ホツバ)		○							
停止 (右ホツバ)		○							
閉-停止-開 操作SW		○							
故障						○		○	
過負荷 (左ホツバ)	T	○							
地絡 (左ホツバ)	T	○							
過負荷 (右ホツバ)	T	○							
地絡 (右ホツバ)	T	○							
ホツバ満杯		○						○	
重量計		○						○	
計器									





項目	停止条件	現場 LCB	C/C	電気室・監視室			市役所		備考
				高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
手動									
自動					○		○		
単独									
連動									
運転		○					○		
停止		○					○		
運転・状態表示									
始動準備完了		○							
始動		○							
運転									
排水		○							
手動-自動 切換SW		○							
単独-連動 切換SW		○							
停止-運転 操作SW		○							
運転操作									
電流計		○							吸水槽
水位計		○							
時間計									
計器									

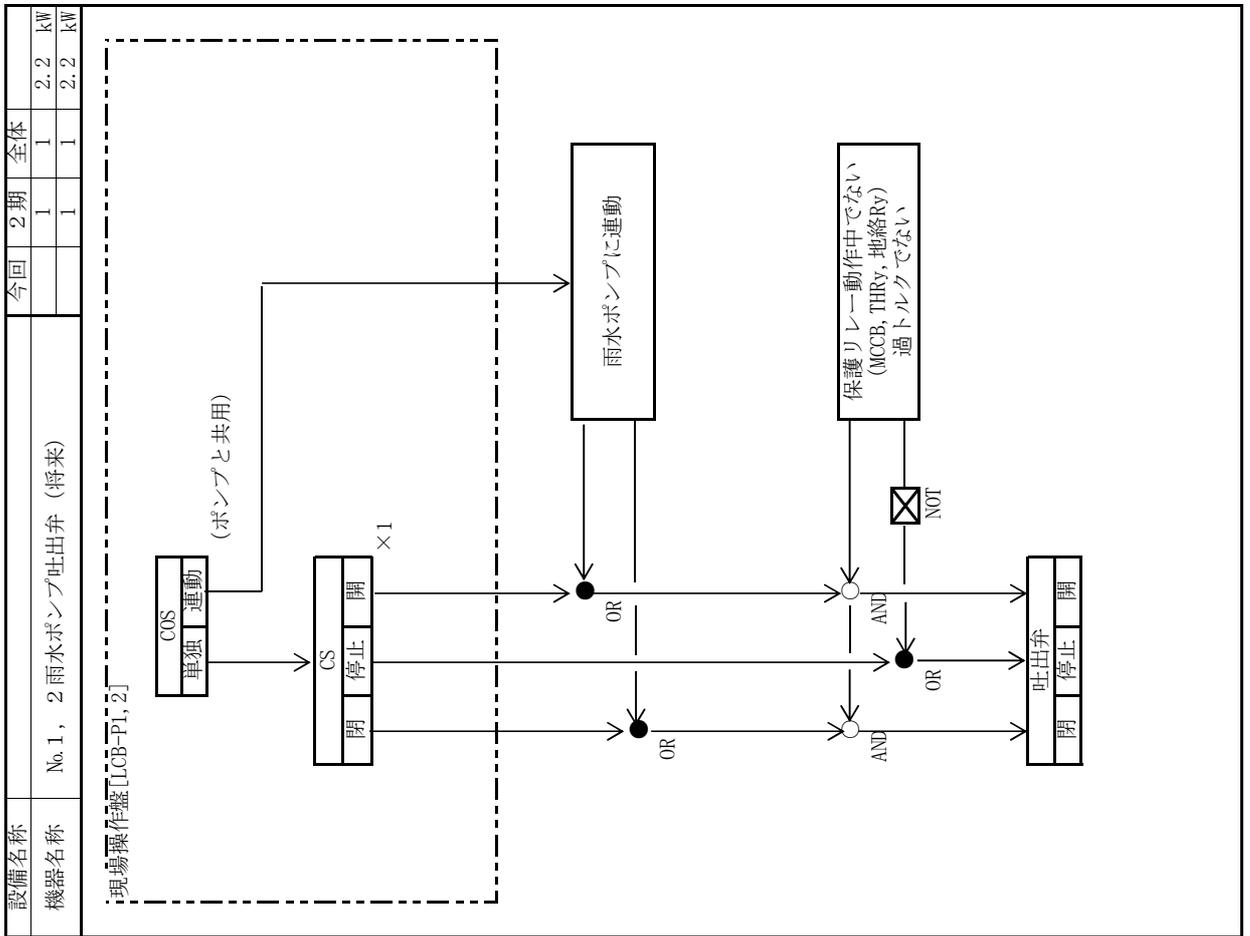




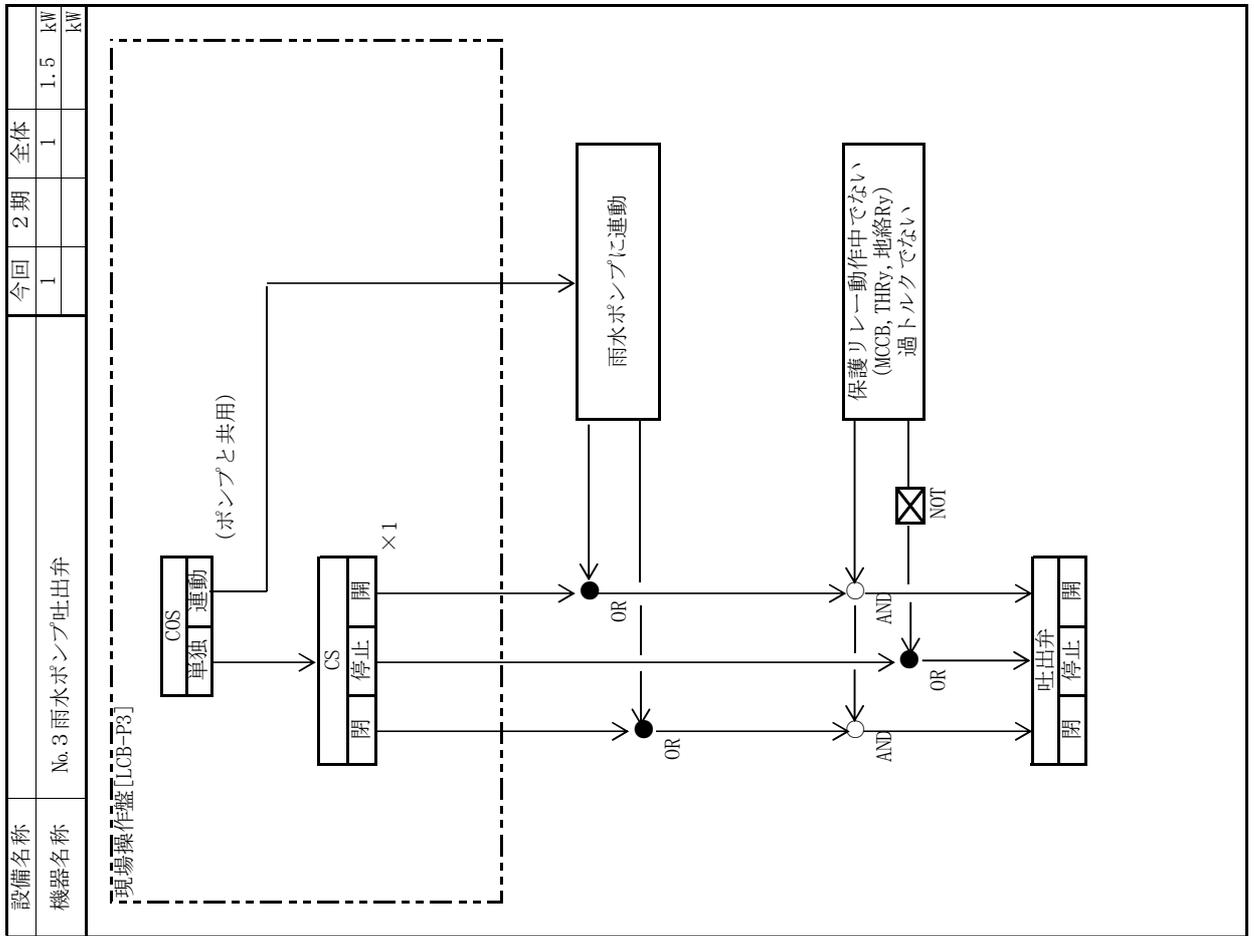
項目	停止条件	現場	電気室・監視室		市役所		備考
			C/C	高低圧盤	監視計装盤	LCD	
手動							
自動				○	○		
単独							
連動							
運転		○		○			
停止		○		○			
自家発電電源		○					
商用電源		○					
固定速		○					
可変速		○					
始動準備完了		○					
始動		○					
運転							
排水		○					
手動-自動 切換SW		○					
単独-連動 切換SW		○					
自家発電電源-商用電源 切換SW		○					
固定速-可変速 切換SW		○					
停止-運転 操作SW		○					
速度設定器 (VR)		○					
電流計				○			
水位計				○			吸水槽
速度計				○			
時間計				○			
水位計 (吐出槽)						○	外水位

設備名称 機器名称	今回 将来 全体	1	台	260	kW
No.3 雨水ポンプ		1	台	260	kW

項目	停止 条件	現場 LCB	C/C	電気室・監視室			市役所		備考
				高低 圧盤	監視 盤	計装 盤	LCD	PR	
No.□自家発電重故障		○							□;3
No.□自家発電軽故障		○							□;3
ポンプ重故障					○		○		
非常停止	T	○							
インバータ故障	T	○			○				
始動リアクトル故障	T	○			○				
始動渋滞		○			○				
3E動作	T	○			○				
MCB断	T	○							
地絡	T	○			○				
電動機上部軸受温度高	T	○							
電動機下部軸受温度高	T	○							
ポンプ軸受温度高	T	○							
減速機潤滑油圧力低	T	○							
沈砂池設備故障		○							
故障・異常表示									
ポンプ軽故障						○		○	
減速機潤滑油温度高	S	○							
吸水槽水位異常高		○						○	
吸水槽水位低	T	○						○	
外水位異常高		○						○	



項目	停止条件	現場		電気室・監視室			市役所		備考
		LCB	C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
単独									
連動									共用
開		○							
停止		○							
閉		○							
運転・状態表示									
単独-連動									
閉-停止-開									
切換SW									共用
操作SW		○							
運転操作									
故障						○			ポンプ軽故障
過負荷	T	○							
地絡	T	○							
過トルク	T	○							
故障・異常表示									
開度計								○	
計器									

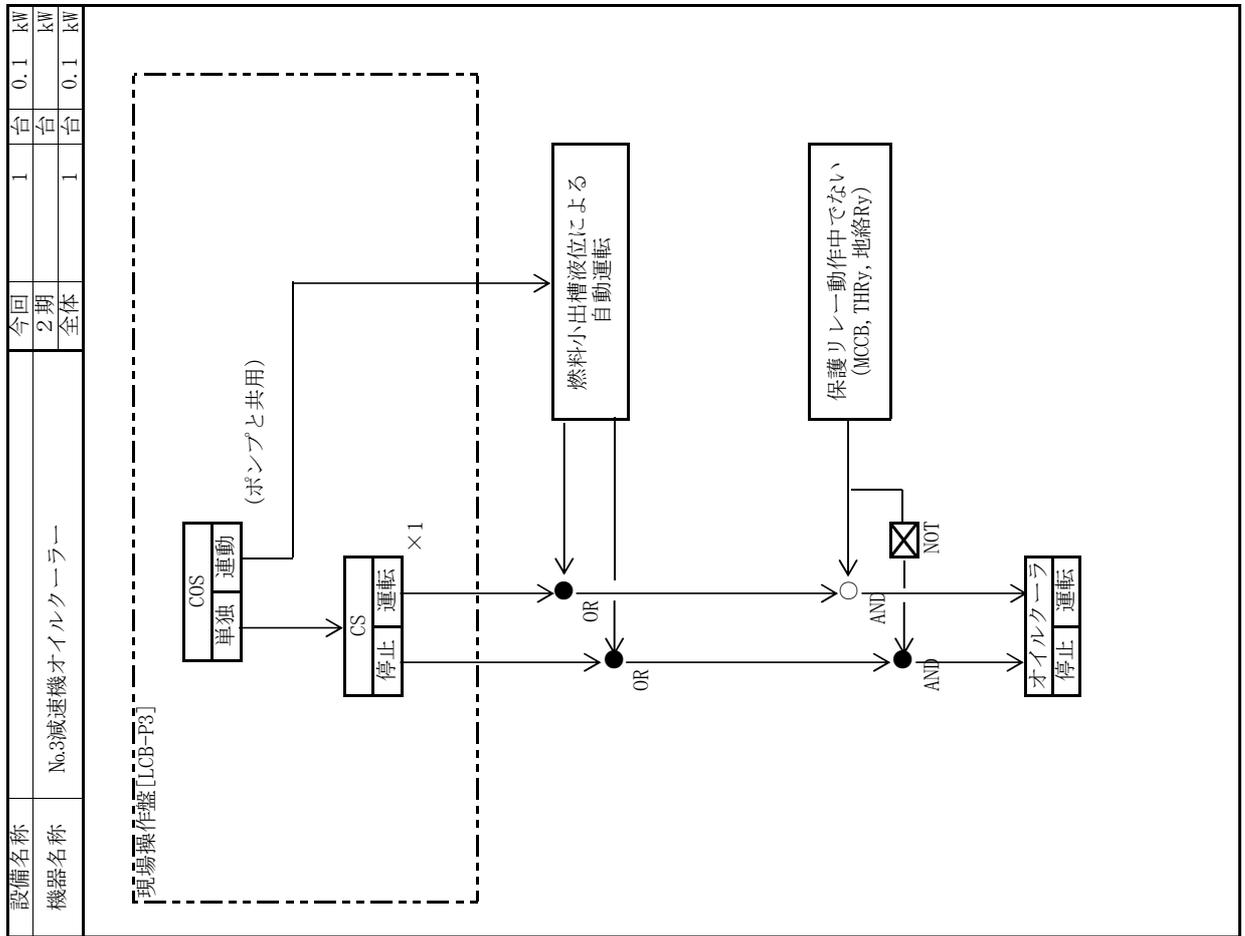


項目	停止条件	現場		電気室・監視室			市役所		備考
		LCB	C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
単独 連動									共用 共用
開		○							
停止		○							
閉		○							
運転・ 状態表示									
単独-連動 閉-停止-開 切換SW 操作SW		○							共用
運転 操作									
故障						○			ポンプ軽故障
過負荷	T	○							
地絡	T	○							
過トルク	T	○							
故障・異常 表示									
開度計		○						○	
計器									

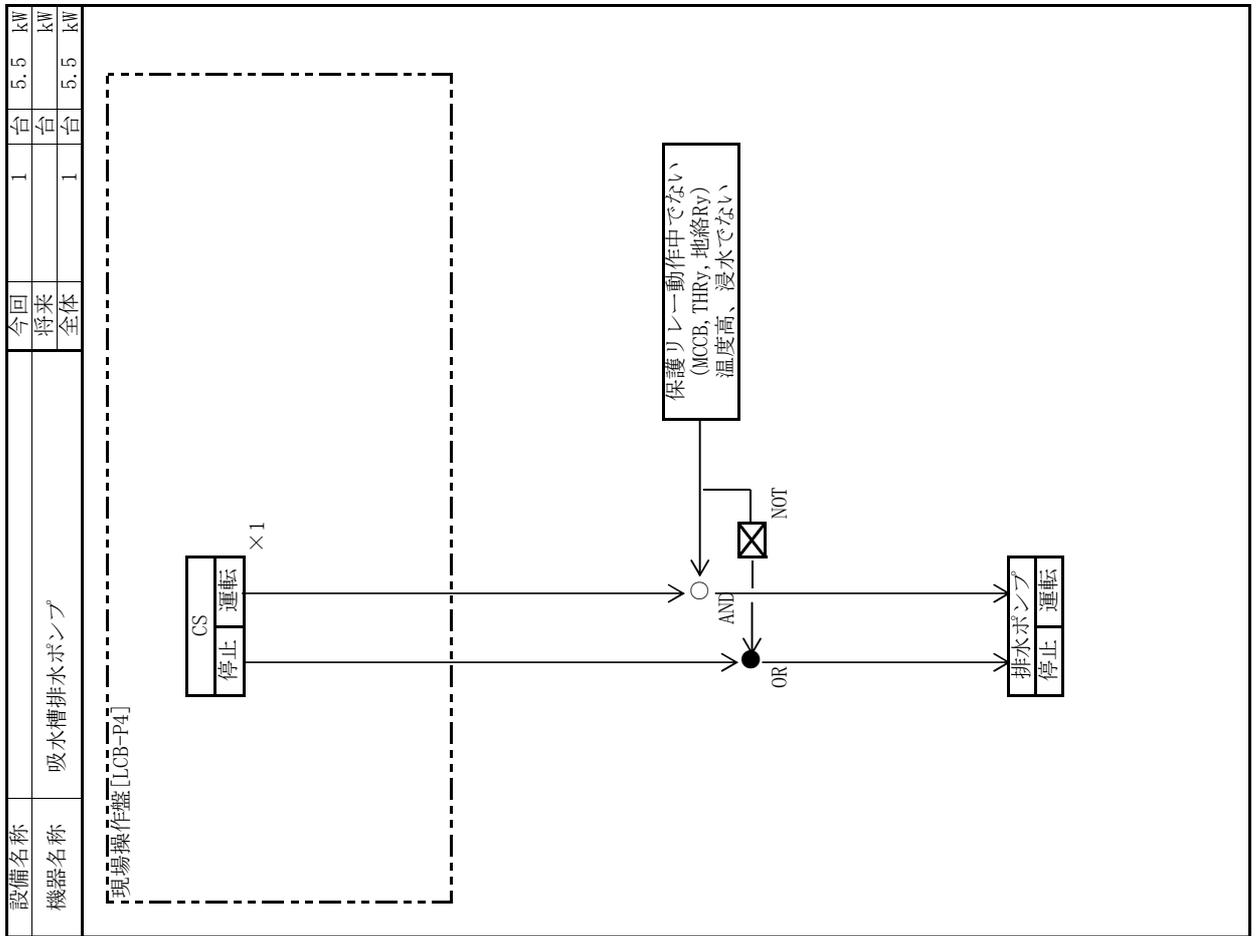




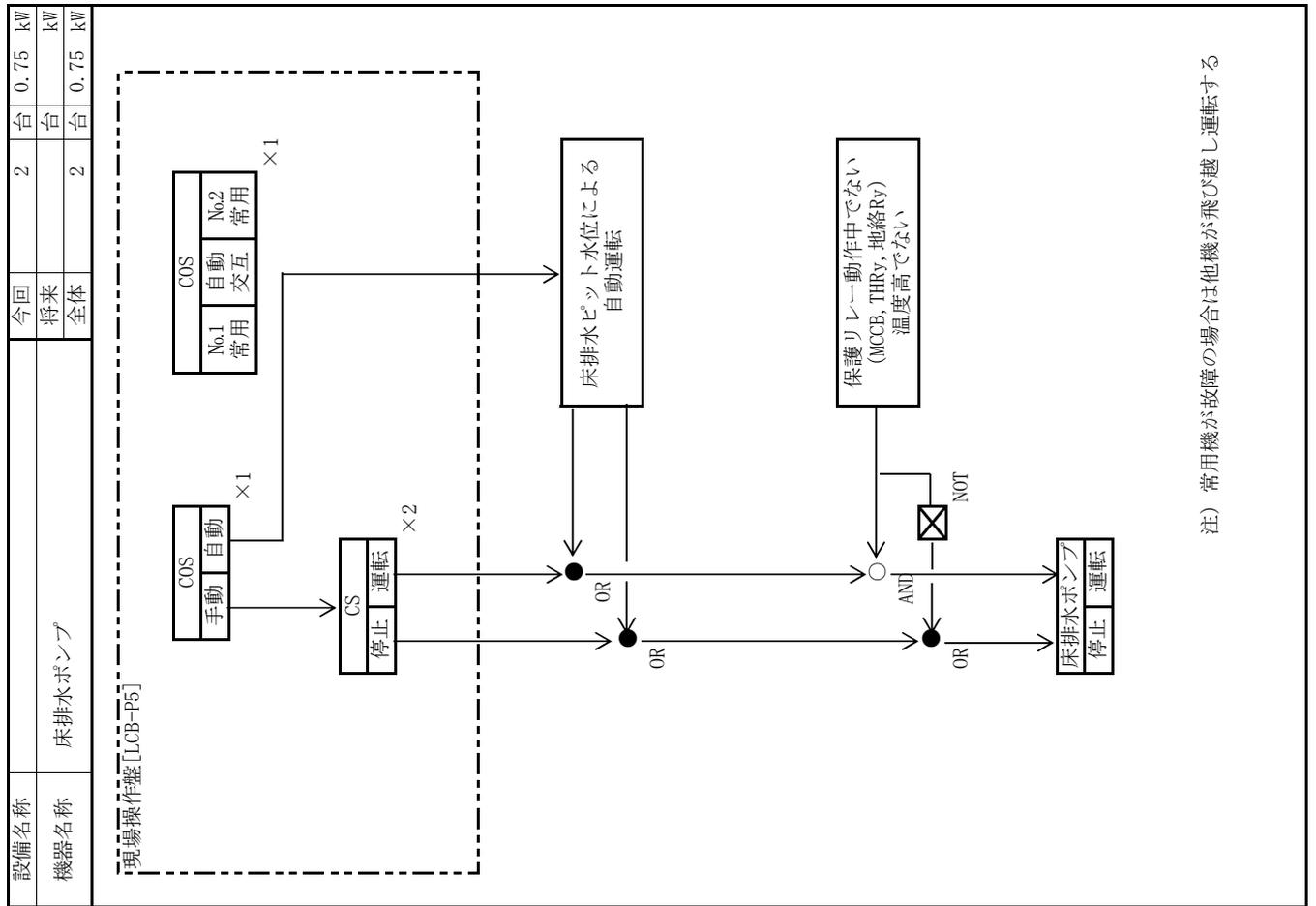




項目	停止条件	現場	電気室・監視室			市役所		備考
			C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	
単独 運転								共用
運転 停止		○	○					共用
・ 状態表示								
単独-運転 停止-運転		○						共用
運転 操作								
故障								ポンプ軽故障
過負荷	T	○						
故障 ・ 異常表示								
計器								



項目	停止条件	現場		電気室・監視室			市役所		備考
		LCB	C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	PR	
運転・状態表示									
停止-運転 操作SW		○							
故障						○			
過負荷	T	○							
地絡	T	○							
温度高	T	○							
浸水	T	○							
吸水槽水位高		○				○			
吸水槽水位低		○				○			
電流計									
水位計									吸水槽



注) 常用機が故障の場合は他機が飛び越し運転する

項目	停止条件	現場	電気室・監視室			市役所		備考
			C/C	高低圧盤	監視盤	計装盤	LCD	
手動								
自動								
No.1常用								
自動交互								
No.2常用								
・ 運転		○						
・ 停止		○						
・ 状態表示								
手動-自動		○						
No.1常用-自動交互-No.2常用		○						
切換SW								
停止-運転		○						
操作SW								
故障								
過負荷	T	○						
地絡	T	○						
温度高	T	○						
・ 床排水ピット水位高		○						
・ 床排水ピット水位低	T	○						
・ 異常表示								
計器								

## 第4章 特記事項

### 【他工事等との協調】

施工現場において他の工事等（点検等を含む）と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

### 【作業日時】

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

### 【発生材の処分】

工事に伴った発生材等についての処分に当たっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

### 【完成図書】

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として3部作成するものとする。なお、作成にあつては本市監督員の指示に従うものとする。

### 【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

### 【火災保険等に関する事項】

津市工事請負契約約款第57条に定める火災保険を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく津市（下水道施設課）に提示すること。

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 保険期間 | 開始日      | 工事着手日       |
|        | 終了日      | 工期に15日を加えた日 |
| 2 保険金額 | 請負代金額相当額 |             |

### 【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあつても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

## 第5章 支払いに関する事項

### 【前金の支払】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

また、継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してするものとする。令和5年度以降の前払金については、前会計年度年割額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

### 【部分払】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを支払うが、部分払のできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、5回以内とする。ただし、時期については令和5年度末に必ず行うものとする。

また、令和4年度末の支払いについては、当該年度の年割額の範囲内とする。

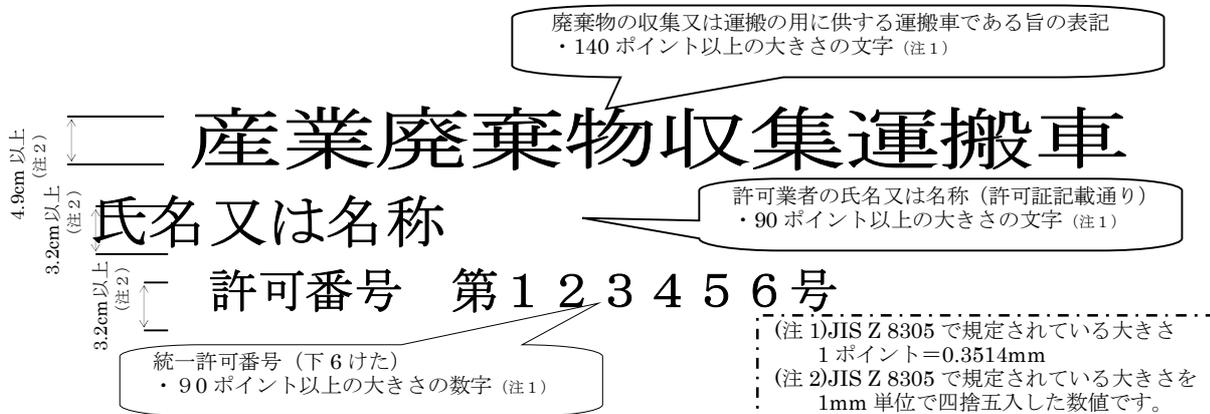
なお、本工事における継続費の年度別割合は下記のとおりとする。

令和4年度	1%程度
令和5年度	99%程度

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

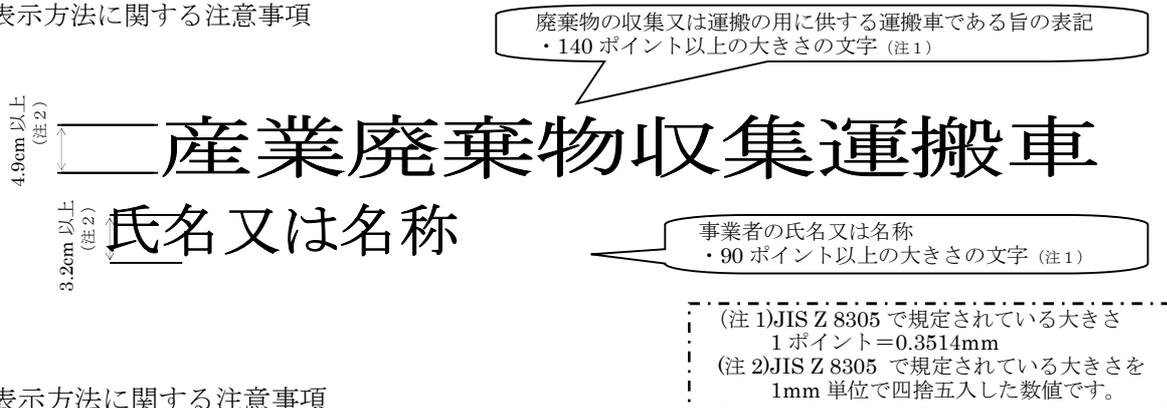
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



≪車両の両側≫

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



≪車両の両側≫

表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに除去すること。

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に優先する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事は津市契約規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行に関する要綱及び監督員の指示により執行する。 <input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。
		<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 <input checked="" type="checkbox"/> 作業主任者等の選任については、必要な資格者一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保については、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えらるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。
		<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。 <input type="checkbox"/> 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認については各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物件を誤って切断した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
<p>用地・補償関係</p>	<p>事業損失</p>	<p>□ 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p>□ 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認められたものについては、これをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるとする。</p> <p>☑ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公共工事共通仕様書1-1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。</p>
<p>安全対策</p>	<p>民地の保全</p>	<p>☑ 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは住民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p>☑ 工事により境界杭等が破壊、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
<p>交通安全管理</p>	<p>交通安全管理</p>	<p>☑ 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p>☑ 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p>☑ 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p>☑ また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p>☑ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p>□ 工種（ ） について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p>□ 工種（ ） について、事前に（ 警察署 ）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p> <p>☑ 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p> <p>☑ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人畜に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27 工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真等は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：2部 用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。</p> <p>※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し及び主任技術者等の建設業の許可の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）															
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>主任・監理技術者</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">写真</td> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">○○ ○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2cm×3cm 程度</td> <td style="padding: 2px;">工事名</td> <td style="padding: 2px;">○○○○工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">工期</td> <td style="padding: 2px;">自○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">会社</td> <td style="padding: 2px;">○○建設株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><b>印</b></td> </tr> </table> </div> <p style="margin-left: 20px;">＜名札の例＞</p> <p style="margin-left: 20px;">注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2）所属会社の社印とする。</p>	写真	氏名	○○ ○○	2cm×3cm 程度	工事名	○○○○工事		工期	自○○年○○月○○日		会社	○○建設株式会社			<b>印</b>
写真	氏名	○○ ○○															
2cm×3cm 程度	工事名	○○○○工事															
	工期	自○○年○○月○○日															
	会社	○○建設株式会社															
		<b>印</b>															
	部分使用	<input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ）															
	部分引渡し	<input checked="" type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 機器出来高 ） <input checked="" type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ 令和5年3月末 ）															
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事（修繕）は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。															
	その他	<input type="checkbox"/>															

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： ) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 ) <input type="checkbox"/> 制限する工種名 ( ) 施工時期及び施工時間 ( ) 施工方法 ( ) <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、( 年 月 日 ) までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) <input type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 ( L = km ) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( ) <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員 Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、早が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定められた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数 ( 人 ) (うち交通誘導警備員A ( 人 ) ) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input checked="" type="checkbox"/> 事故連報の提出 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・現地状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事途中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input type="checkbox"/> ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定められた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L = km、 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	産業廃棄物の種類 ( <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 産業廃棄物の処分地 ( <input type="checkbox"/> 再生処分場 ( ) <input type="checkbox"/> 最終処分場 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
		【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 ( ) に記入のこと。】 処分場の受入条件 ( ) )
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> その他 ( ) )	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input type="checkbox"/> その他	支障物件名 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 移設時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ) 防護 ( ) ) その他 ( ) )
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	設計条件 ( ) ) 工法区分 ( ) ) 材料種類 ( ) ) 施工範囲 ( ) ) <input type="checkbox"/> 削孔数量 ( ) ) 注入量 ( ) ) その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 工法関係 ( ) ) 材料関係 ( ) )
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	その他 ( ) )
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	その他 ( ) )
	<input type="checkbox"/> その他	再生材使用の指定あり
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生 As コン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ) <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 ( <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 ( <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) )
	<input type="checkbox"/> その他	下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名： 間伐材製工事用パレット・看板・標示板 ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) 重点監督	重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
電子納品	工事完成図書（工事写真含む） 電子納品対象外	工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 2部 ( <input type="checkbox"/> ) 部とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和3年7月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土情報センター（https://ngic.or.jp/）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） (注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定められた様式に産業廃棄物税納税明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	建設副産物情報交換システム 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムを更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の 設置	特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書【特例監理技術者等の配置】に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
配慮依頼事項	下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。
	資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。
	建設機械、機器等の借入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。
	使用人等において市民の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	津市公契約条例に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労働関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するとき、又は資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならぬ。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(注) 上記受記業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p>
	労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
社会保険等未加入対策	社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<p><input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。</p> <p>受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p>
法定福利費の負担	法定福利費を明記した標準見積書の活用	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費は事業主が負担しなければならぬ社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積りに法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用を努めること。</p> <p>（津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コンサルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）</p>
暴力団等の不当介入の排除等	暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p><input checked="" type="checkbox"/> 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや語め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。</li> <li>3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</li> <li>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</li> <li>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</li> <li>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとし、この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。</li> </ol>
<p>ワンデーレスポンス</p>	<p>ワンデーレスポンスの実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。</p> <p>「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。</li> <li>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</li> <li>4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</li> <li>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</li> </ol>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて <input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度への加入	<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</li> <li>2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</li> <li>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を旨とすること。</li> <li>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</li> <li>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金充当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求めめる場合がある。</li> <li>6 建設キャリアリアアアップシステムの活用 建設キャリアリアアアップシステム（以下、CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</li> </ol>
津市工事請負の地元調整	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	<p>本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等のあるよう」の旨に基づき、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるよう誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</li> <li>2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関する場合は、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</li> <li>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為</li> </ol>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
		<p>(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。</p> <p>4 工事説明の進め方            (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。            (2) 受注者は、発注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明することとする。            (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。            (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。            (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じて、受注者は地元代表者等に説明することとする。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。            (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p> <p>5 不当要求行為等            (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津事事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局長及び同条第5項第2号に規定する担当参事等）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。            (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。            (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておくなければならない。</p>
その他	□その他	□その他（

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

### 記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の運用について
  - (1) 受注者は、運用対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。
  - (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。
  - (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
  - (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
  - (5) 津市が行う労働報酬下限額の運用に係るアンケート調査について協力すること。
  - (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書（写）、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。
  - (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。
  - (8) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和4年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	940円
---------	------